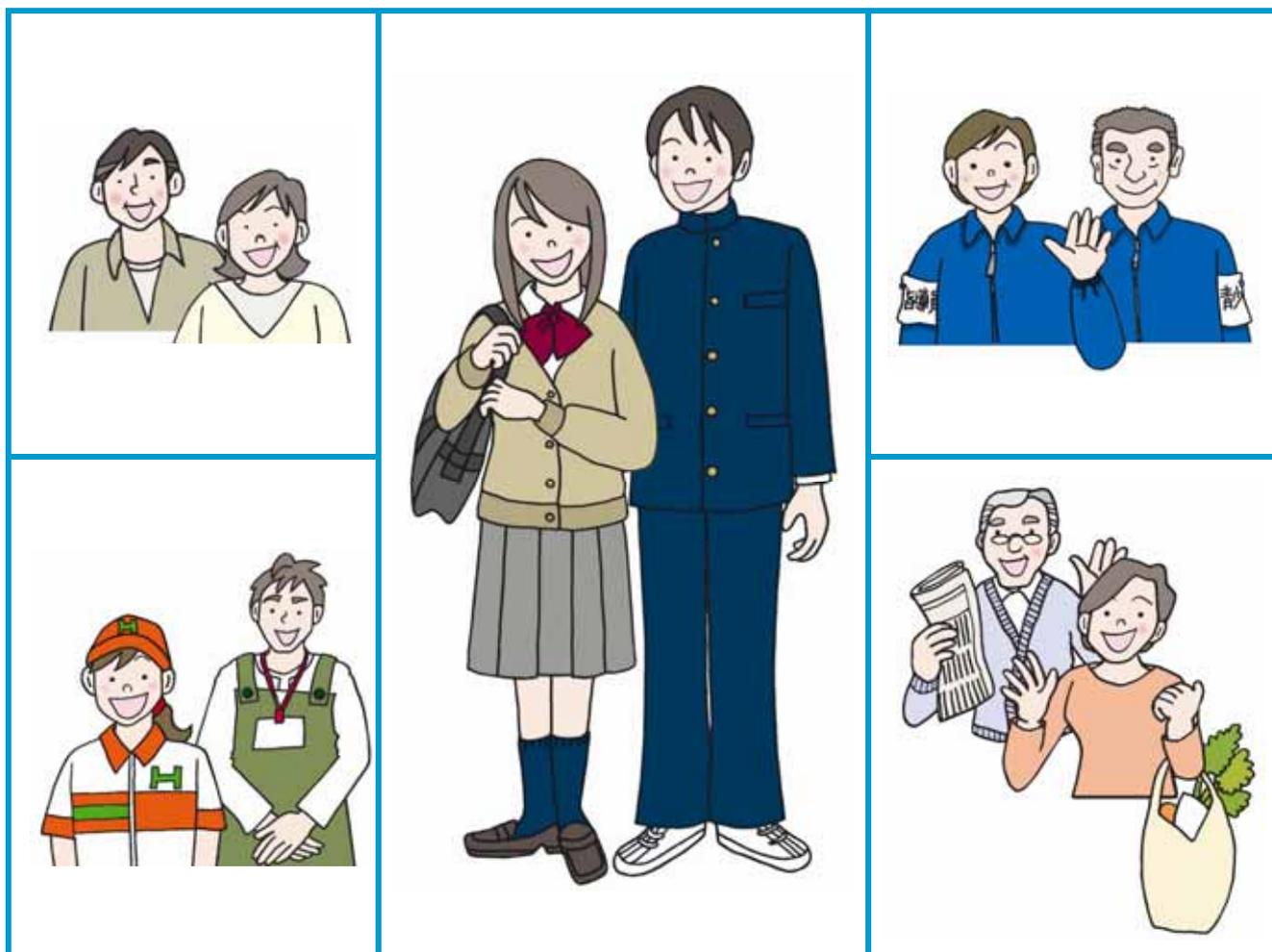


平成23年度 神奈川県社会環境実態調査結果



平成24年3月

神奈川県県民局青少年部青少年課

目 次

調査の概要	3
調査結果	5
1 カラオケボックス	
(1) 調査実施店舗数	5
(2) 部屋数	5
(3) 営業時間(深夜営業の状況)	6
(4) 条例に基づく措置(18歳未満深夜立入禁止の表示)	7
(5) 客席の状況(個室内の見通し、個室内の鍵)	8
(6) 未成年者の喫煙飲酒防止の取組	9
2 インターネットカフェ・まんが喫茶	
(1) 調査実施店舗数	10
(2) 営業区分	10
(3) 営業時間(深夜営業の状況)	11
(4) 条例に基づく措置(18歳未満深夜立入禁止の表示、フィルタリング措置)	12
(5) 客席の状況(ペアシートの有無、ペアシート内の見通し、ペアシート内の鍵)	13
(6) 自主規制の実施状況(18歳未満の年齢確認、18歳未満のオープン席利用)	14
(7) 未成年者の喫煙飲酒防止の取組	15
3 書店	
(1) 調査実施店舗数	16
(2) 有害図書類の取り扱い(取り扱いの有無、包装方法)	16
(3) 有害図書類の区分陳列(区分陳列の実施状況、区分陳列方法)	17
(4) 18歳未満への販売・閲覧禁止の表示	19
(5) サンプルディスプレイの状況	20
単純集計一覧表	21
調査要領	31

図表 1 - 1	カラオケボックス調査実施店舗数（地域別）	5
図表 1 - 2	カラオケボックス部屋数（地域別）	5
図表 1 - 3 - 1	カラオケボックスの営業時間（深夜営業の状況）	6
図表 1 - 3 - 2	カラオケボックスの営業時間（深夜営業の状況）の推移	6
図表 1 - 4 - 1	条例に基づく措置（18歳未満深夜立入禁止の表示）	7
図表 1 - 4 - 2	条例に基づく措置を行っている店舗割合の推移 - 表示がある -	7
図表 1 - 5 - 1	カラオケボックスの客室の状況	8
図表 1 - 5 - 2	「室内が見通せる窓がある」「内鍵がない」店舗割合の推移	8
図表 1 - 6 - 1	カラオケボックスにおける未成年者の喫煙飲酒防止の取組	9
図表 1 - 6 - 2	未成年者の喫煙飲酒禁止の表示を行っている店舗割合の推移	9
図表 2 - 1	インターネットカフェ・まんが喫茶調査実施店舗数（地域別）	11
図表 2 - 2	インターネットカフェ・まんが喫茶の営業区分	11
図表 2 - 2	インターネットカフェ・まんが喫茶の営業区分	11
図表 2 - 3 - 1	インターネットカフェ・まんが喫茶の営業時間（深夜営業の状況）	11
図表 2 - 3 - 2	インターネットカフェ・まんが喫茶の営業時間（深夜営業の状況）の推移	11
図表 2 - 4 - 1	条例に基づく措置（18歳未満深夜立入禁止の表示）（地域別）	12
図表 2 - 4 - 2	条例に基づく措置（フィルタリング等の措置）（地域別）	12
図表 2 - 4 - 3	条例に基づく措置を行っている店舗割合の推移	13
図表 2 - 5 - 1	インターネットカフェ・まんが喫茶の客席の状況	13
図表 2 - 5 - 2	ペアシートの状況	14
図表 2 - 6 - 1	自主規制（18歳年齢確認、18歳未満のオープン席利用）の実施状況	14
図表 2 - 6 - 2	自主規制（年齢確認、18歳未満のオープン席利用）の実施状況の推移	15
図表 2 - 7	インターネットカフェ・まんが喫茶における未成年者の喫煙飲酒防止の取組	15
図表 3 - 1	書店調査実施店舗数（地域別）	16
図表 3 - 2 - 1	有害図書類取り扱いの有無	16
図表 3 - 2 - 2	有害図書類の包装方法	17
図表 3 - 3 - 1	有害図書類区分陳列の実施状況（地域別）	17
図表 3 - 3 - 2	有害図書類区分陳列実施状況の推移 - 区分陳列されている -	18
図表 3 - 3 - 3	有害図書類の区分陳列方法	18
図表 3 - 4 - 1	18歳未満への販売・閲覧禁止の表示	19
図表 3 - 4 - 2	18歳未満への販売・閲覧禁止の表示の推移 - 表示がある -	19
図表 3 - 5	サンプルディスプレイの状況	20

調査の概要

1 調査目的

青少年の健全育成に大きな影響を与えている各種営業の実態や青少年保護育成条例の遵守状況等を把握し、店舗や関係業界への指導、条例による規制、県民への周知啓発等を検討する基礎資料とするため、県と市町村が協力して調査を行うものです。

昭和 51 年度から「社会環境実態調査」、平成 18 年度から「有害図書類区分陳列等調査」を行ってきましたが、より効率的、効果的に調査を行うため、平成 23 年度から両調査を統合し「社会環境実態調査」として実施しました。

2 調査期間

内閣府が主唱する「青少年の非行・被害防止全国強調月間」（7月）と協調するため、平成 23 年 7 月～9 月を主な調査期間としています。

3 調査実施店舗数

県内全域

(1) カラオケボックス	313 店
(2) インターネットカフェ・まんが喫茶	121 店
(3) 書店	311 店

4 調査方法

市町村の青少年主管課職員や、地域で青少年の健全育成活動に取り組んでいる青少年指導者（青少年指導員、青少年相談員、少年補導員、街頭指導員等）が管内の調査対象店舗を訪問し、調査票に基づく聞き取り調査や店内確認を行いました。

5 調査項目

(1) カラオケボックス

店名、所在地

部屋数

営業時間（深夜営業の状況）

条例に基づく措置（18 歳未満深夜立入禁止の表示）

客席の状況（個室の見通し、個室の鍵）

未成年者の喫煙飲酒防止の取組

(2) インターネットカフェ・まんが喫茶

店名、所在地

営業区分

営業時間（深夜営業の状況）

条例に基づく措置（18 歳未満深夜立入禁止の表示、フィルタリング措置）

客席の状況（ペアシートの有無、ペアシート内の見通し、ペアシート内の鍵）

自主規制の実施状況（18 歳未満の年齢確認、18 歳未満のオープン席利用）

未成年者の喫煙飲酒防止の取組

(3) 書店

店名、所在地

有害図書類の取り扱い（取り扱いの有無、包装方法）

有害図書類の区分陳列（区分陳列の実施状況、区分陳列方法）

18歳未満への販売・閲覧禁止の表示

サンプルディスプレイの状況

6 主な調査結果

(1) カラオケボックス

調査店舗 313 店のうち 24 時間営業の店舗が 1 割を超え（11.5%）、年々増加する傾向にある。

条例で定める「18歳未満深夜立入禁止の表示」は、ほぼすべての店舗（97.8%）で実施されている。

客席の状況については、「室内が見通せる大きさの窓がある」「個室の鍵がない」店舗ともに、それぞれ 94.9%となった。

(2) インターネットカフェ・まんが喫茶

調査店舗 121 店のうち 24 時間営業の店舗が 96.7%で、大半を占めている。

条例で定める「18歳未満深夜立入禁止の表示」は 92.6%の店舗で実施されているが、表示を行っていない店舗が 7.4%（9店）あり、前年より 5.0ポイント増加した。

努力義務であるフィルタリング等の設置については、引き続き 4割程度（40.5%）の実施率にとどまっている。

客席の状況については、「2人以上で利用できるブース席（ペアシート等）」のある店が 91.7%となった。そのうち、「ペアシート内部が外部から見通せない」店舗が 25.2%で、約 4分の1を占めている。

(3) 書店

有害図書類の取扱いのある 180 店のうち、区分陳列を行っている店舗は約 8割（79.4%）で、前年より 8.0ポイント増加した。

区分陳列の方法としては、「10 cm以上張り出した仕切り板」によるものが最も多く、66.4%となっている。

「18歳未満への販売・閲覧禁止の表示」を実施している店舗は 8割台（87.8%）で、前年より 8.7ポイント増加した。

有害図書類の区分陳列、18歳未満への販売・閲覧禁止の表示ともに、調査を開始した平成 18年度以降、年々改善される傾向にある。

注意 報告書中の表記について

- ・ 条例に基づく措置等の経年変化（割合の推移）については、調査年次における調査実施店舗数は同一ではないため、実施率の推移を示した。
- ・ 結果数値は、特にことわりのない限り、小数点以下第 2 位で四捨五入しているため、回答比率の合計が 100%に一致しないことがある。

調査結果

1 カラオケボックス

(平成2年調査開始)

(1) 調査実施店舗数

カラオケボックス調査実施店舗数は313店(前年329店)で、県内33市町村のうち23市町に分布している。

図表1-1 カラオケボックス調査実施店舗数(地域別)

(店)

地域 年度	横浜	川崎	横須賀 三浦	県央 (相模原) 内数	湘南	足柄上	西湘	合計
23年度	109	52	15	64 (30)	58	1	14	313
22年度	114	51	28	62 (28)	58	2	14	329
21年度	116	57	28	65 (28)	60	4	15	345

(2) 部屋数

カラオケボックスの調査実施店舗数の部屋の総数は6,470部屋(前年6,749部屋)で、1店舗あたりの部屋数は20.7部屋(前年20.5部屋)となった。

なお、地域別の部屋数及び1店舗あたりの部屋数は、次のとおりである。

図表1-2 カラオケボックス部屋数(地域別)

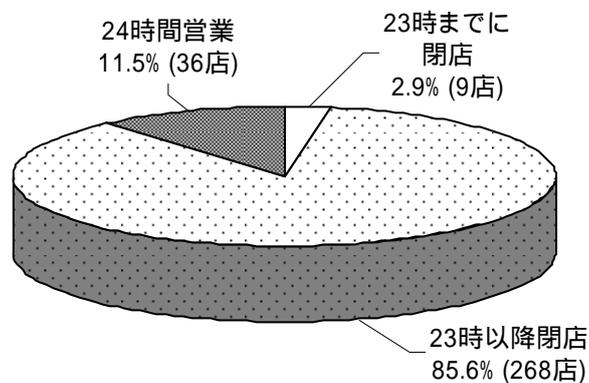
(店・部屋)

地域	横浜	川崎	横須賀 三浦	県央 (相模原) 内数	湘南	足柄上	西湘	合計
店舗数	109	52	15	64 (30)	58	1	14	313
部屋数	2,246	1,114	410	1,472 (679)	964	6	258	6,470
1店舗あたりの部屋数	20.6	21.4	27.3	23.0 (22.6)	16.6	6	18.4	20.7

(3) 営業時間（深夜営業の状況）

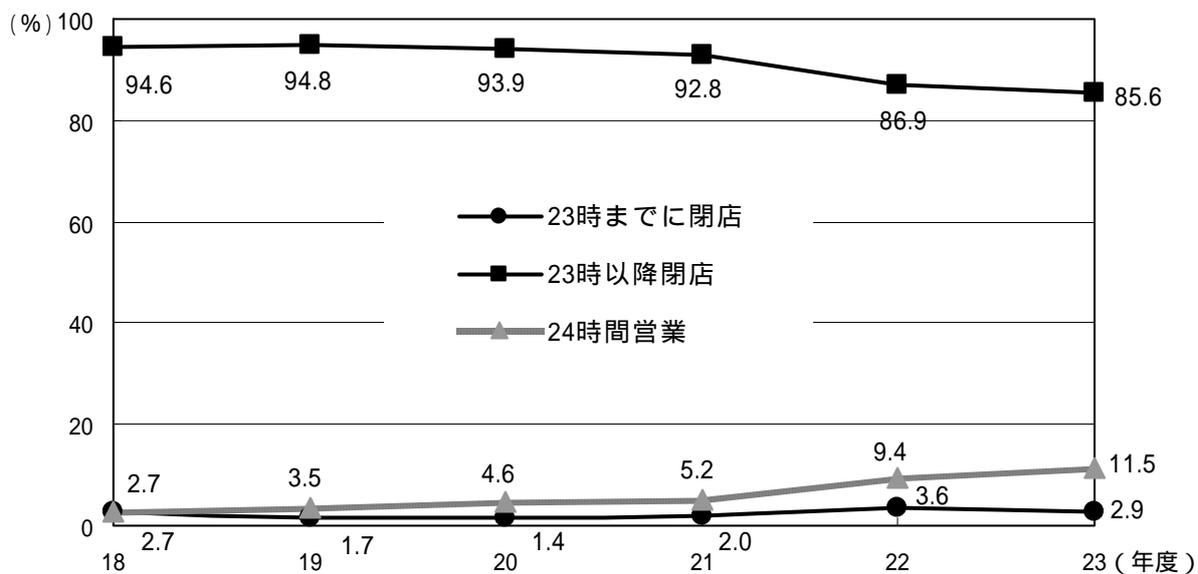
カラオケボックスの深夜営業の状況は、「23時以降閉店」が85.6%（268店）で最も多く、次いで「24時間営業」11.5%（36店）、「23時までに閉店」2.9%（9店）となった。

図表1-3-1 カラオケボックスの営業時間（深夜営業の状況）（N=313）



また、営業時間について調査を開始した平成18年度以降の推移をみると、24時間営業の店舗割合が増加する傾向となっている。

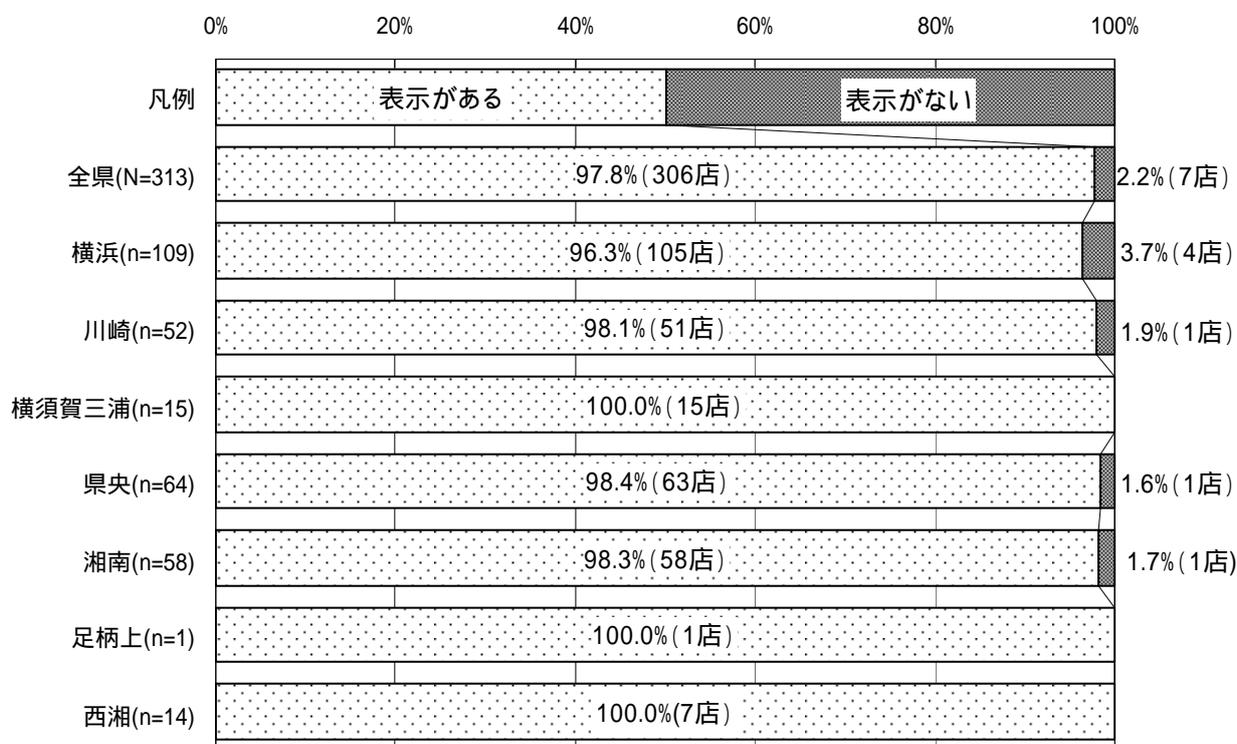
図表1-3-2 カラオケボックスの営業時間（深夜営業の状況）の推移



(4) 条例に基づく措置(18歳未満深夜立入禁止の表示)

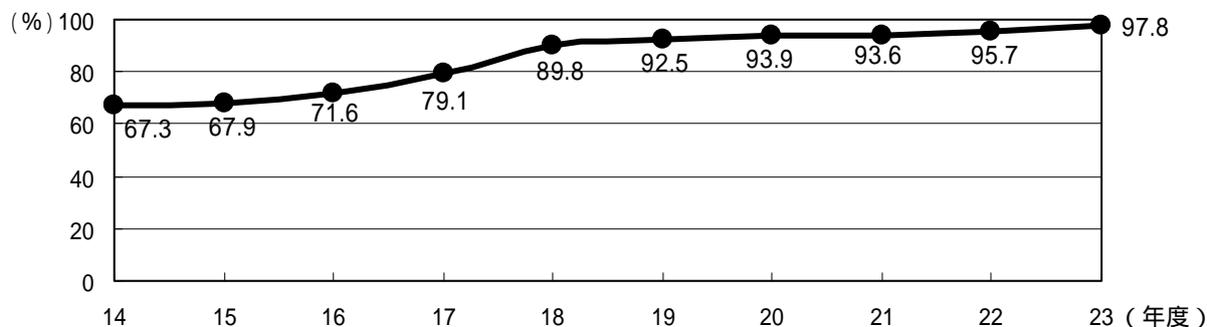
青少年保護育成条例に規定されている「18歳未満深夜立入禁止の表示」を行っている店舗は97.8%(306店)(前年95.7%(315店))、行っていない店舗は2.2%(7店)(前年4.3%(14店))となった。

図表1-4-1 条例に基づく措置(18歳未満深夜立入禁止の表示)(地域別)(N=313)



「18歳未満深夜立入禁止の表示」を行っている店舗について過去10年間の推移を見ると、平成17年から表示の掲出が条例に義務付けられたことにより、平成18年度調査で約9割(89.8%)となり、以後は9割台で推移している。

図表1-4-2 条例に基づく措置を行っている店舗割合の推移 表示がある



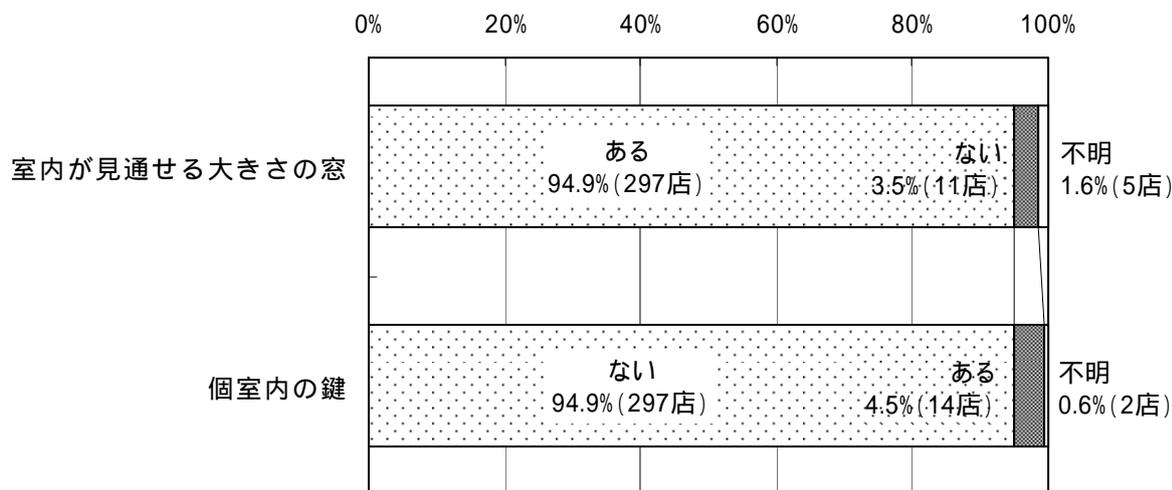
青少年保護育成条例

カラオケボックス、インターネットカフェ・まんが喫茶では、保護者同伴であっても深夜に青少年を立ちらせてはいけません。(30万円以下の罰金)
これらの施設では、入り口の見やすいところに、深夜に青少年の立入を禁止する旨の表示をしなければなりません。(10万円以下の罰金)

(5) 客席の状況 (個室の見通し、個室の鍵)

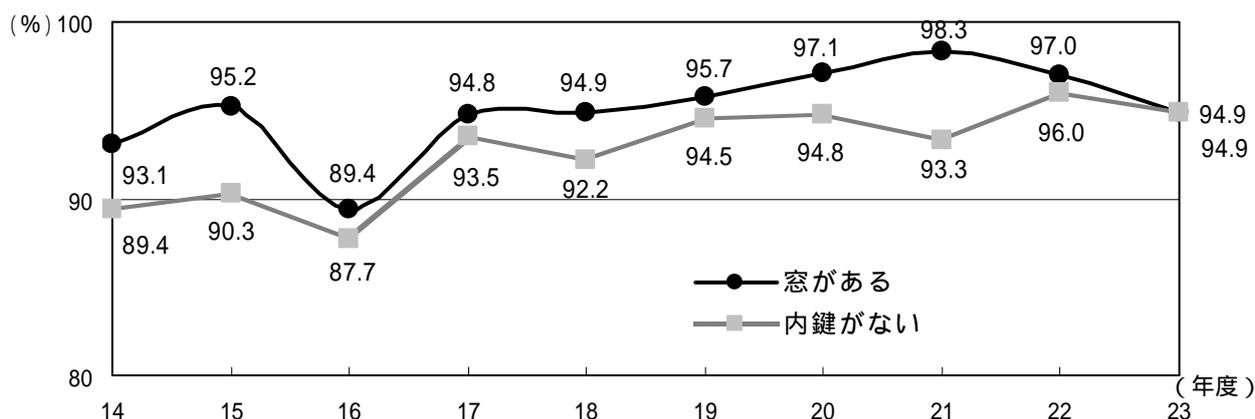
カラオケボックスの個室の見通し及び内鍵について調査したところ、「室内が見通せる大きさの窓」がある店舗は94.9% (297店) (前年97.0% (319店)) で、「内鍵」のない店舗も94.9% (297店) (前年96.0% (316店)) となった。

図表1-5-1 カラオケボックスの客席の状況 (N=313)



過去10年間の推移を見ると、「室内が見通せる大きさの窓がある店舗」「個室の内鍵がない店舗」ともに、平成17年以降9割台となっている。

図表1-5-2 「室内が見通せる窓がある」「内鍵がない」店舗割合の推移



業界の自主規制

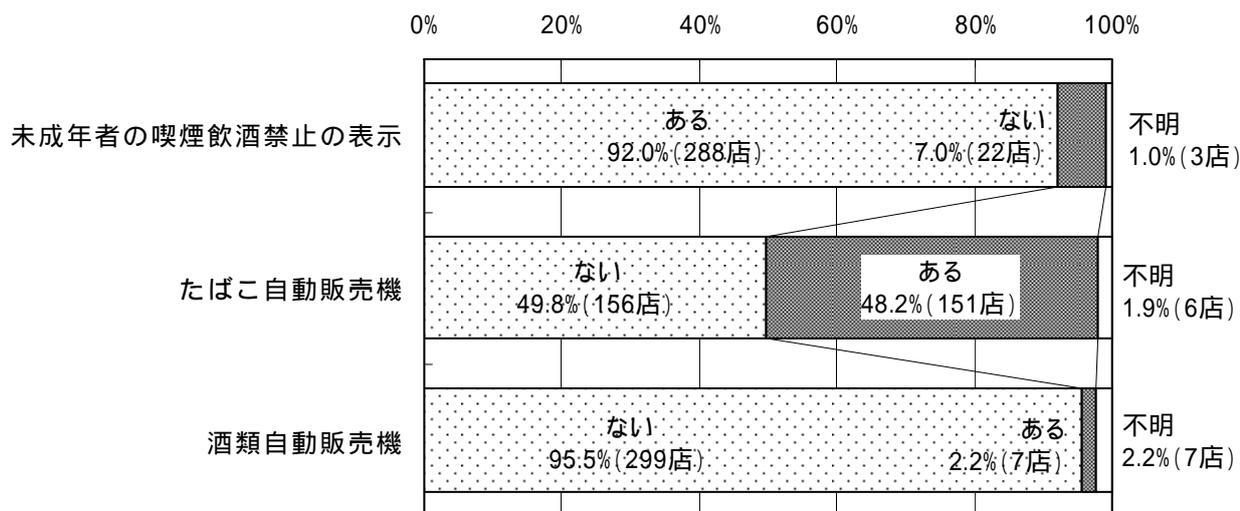
業界の自主規制として、神奈川県カラオケボックス協会(任意加入)では、年齢の確認、利用時間の制限(16歳未満は午後6時、18歳未満は午後10時まで。ただし保護者同伴の場合は午後11時まで利用可)、未成年者の喫煙飲酒防止対策、補導活動への協力、開口部の確保と明るさの確保、有害設備・器具の設置禁止、薬物・可燃物・危険物の持ち込み禁止などの取組が行われています。(一般社団法人日本カラオケボックス協会連合会の自主規制基準に基づく)

(6) 未成年者の喫煙飲酒防止の取組

カラオケボックスにおける未成年者の喫煙飲酒を防止するための取組について把握するため、喫煙・飲酒禁止の表示や自動販売機の有無について調査したところ、次のとおりとなった。

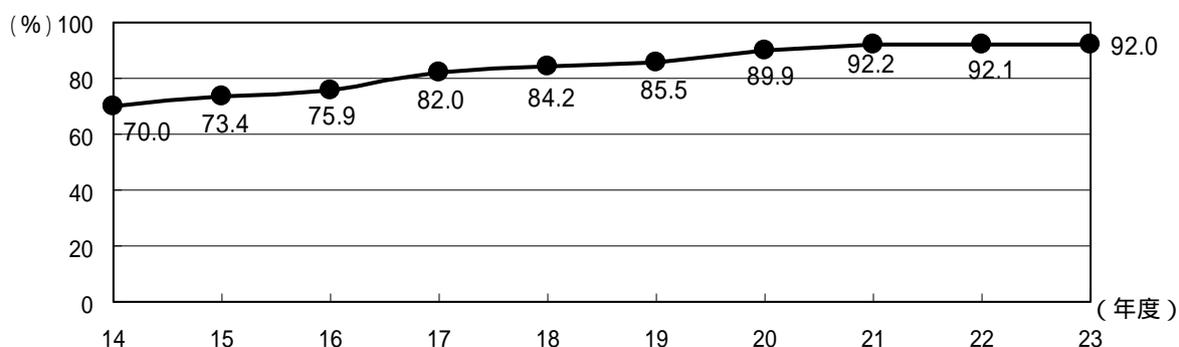
- ・ 未成年者の喫煙飲酒禁止の表示がある 92.0% (288 店) (前年 92.1% (303 店))
- ・ たばこ自動販売機がない 49.8% (156 店) (前年 50.8% (167 店))
- ・ 酒類自動販売機がない 95.5% (299 店) (前年 96.4% (317 店))

図表 1 - 6 - 1 カラオケボックスにおける未成年者の喫煙飲酒防止の取組 (N=313)



「未成年者の喫煙飲酒を禁止する表示」について過去 10 年間の推移を見ると、平成 14 年度に表示を行っている店舗は 7 割であったが、年々増加し、平成 21 年度以降は 9 割台となっている。

図表 1 - 6 - 2 未成年者の喫煙飲酒禁止の表示を行っている店舗割合の推移



(1) 調査実施店舗数

インターネットカフェ・まんが喫茶の調査実施店舗数は121店(前年126店)で、県内33市町村のうち15市に分布している。

図表2-1 インターネットカフェ・まんが喫茶調査実施店舗数(地域別)

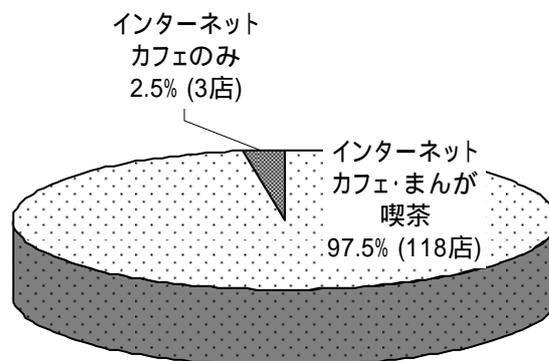
(店)

地域 年度	横浜	川崎	横須賀 三浦	県央 (相模原) 内数	湘南	足柄上	西湘	合計
23年度	41	23	6	29 (14)	19	0	3	121
22年度	42	26	7	29 (13)	19	0	3	126
21年度	43	29	10	30 (15)	21	0	3	136

(2) 営業区分

インターネットカフェ・まんが喫茶の営業区分では、「インターネットカフェ・まんが喫茶」(インターネット及びまんが等の図書類利用施設)が97.5%(118店)と大半を占め、次いで「インターネットカフェ」(インターネットのみ利用施設)が2.5%(3店)となった。(前年 インターネットカフェ・まんが喫茶99.2%(125店)、インターネットカフェ0.8%(1店))

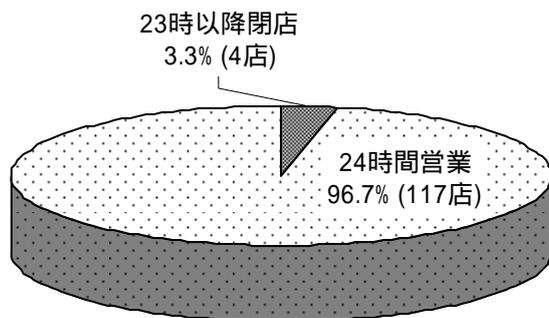
図表2-2 インターネットカフェ・まんが喫茶の営業区分(N=121)



(3) 営業時間 (深夜営業の状況)

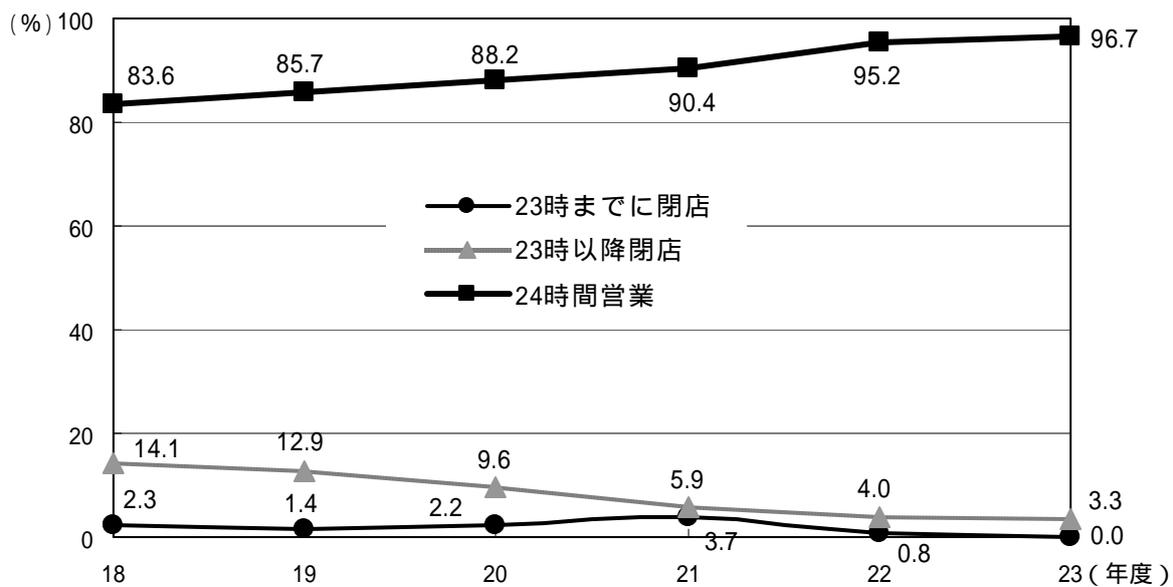
インターネットカフェ・まんが喫茶の深夜営業の状況は、「24時間営業」が96.7% (117店) (前年95.2% (120店)) で、「23時以降閉店」が3.3% (4店) (前年4.0% (5店)) となった。なお、「23時までに閉店」の店舗はなかった (前年0.8% (1店))。

図表2-3-1 インターネットカフェ・まんが喫茶の営業時間 (深夜営業の状況) (N=121)



調査を開始した平成18年度以降の推移をみると、「24時間営業の店舗」は当初83.6%であったが、年々増加している。

図表2-3-2 インターネットカフェ・まんが喫茶の営業時間 (深夜営業の状況) の推移

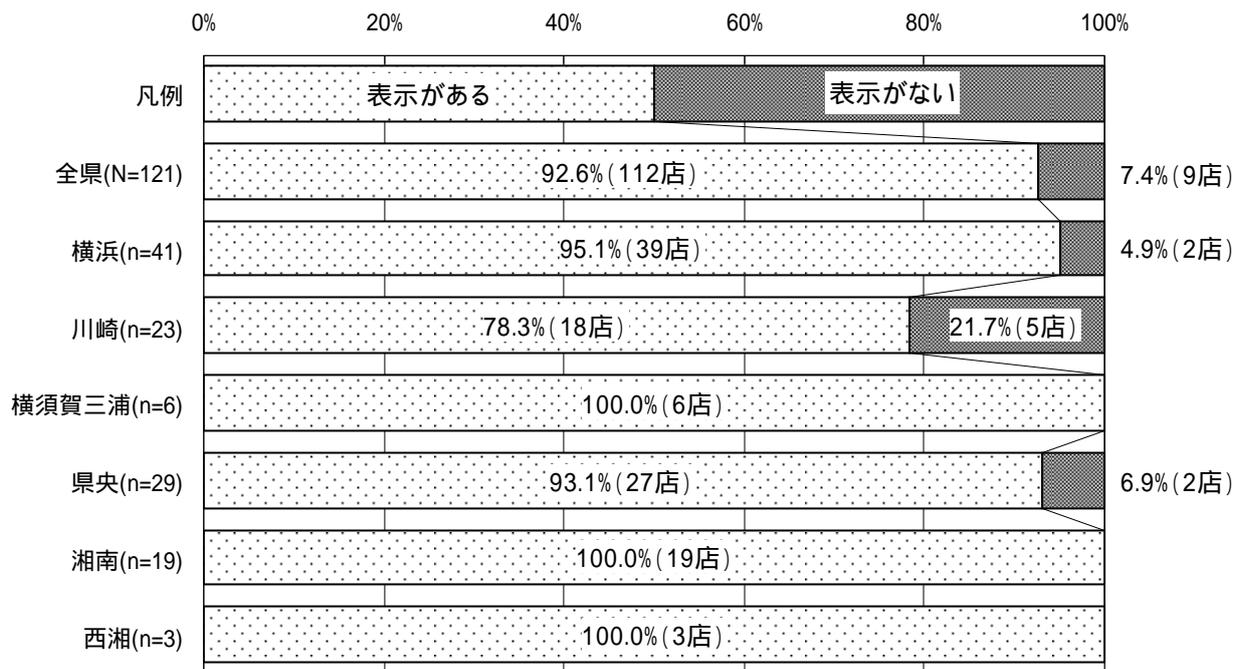


(4) 条例に基づく措置(18歳未満深夜立入禁止の表示、フィルタリング措置)

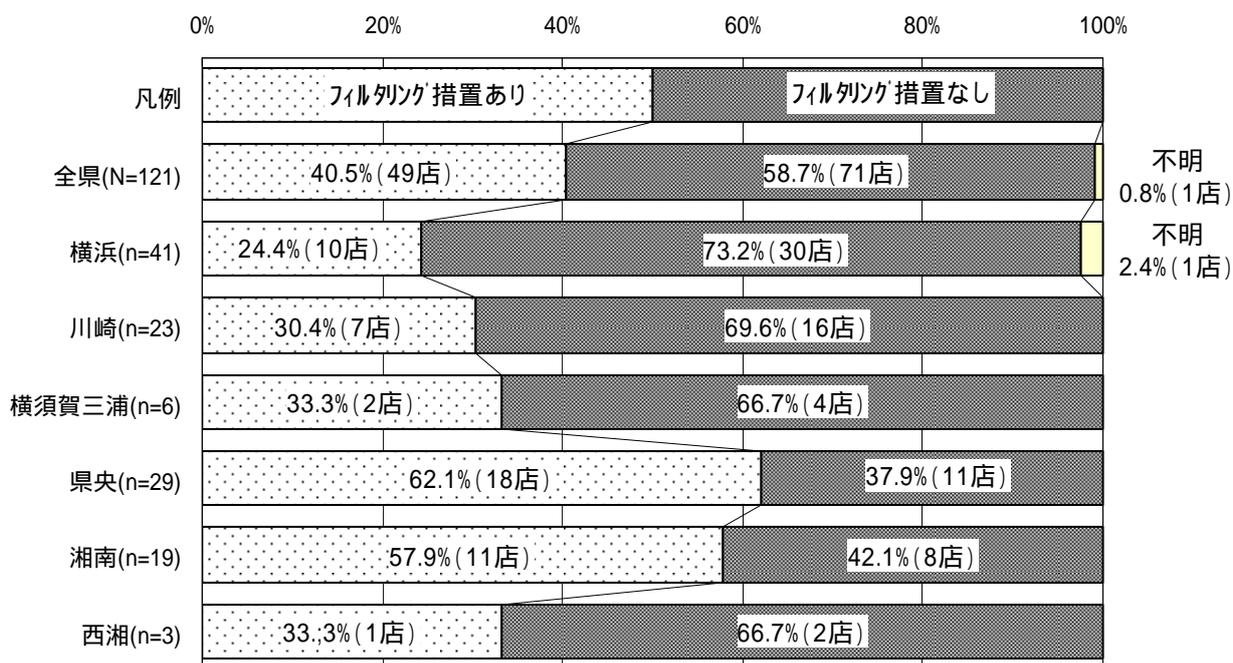
青少年保護育成条例に規定されている「18歳未満深夜立入禁止の表示」及び「フィルタリング等の措置」について調査したところ、「18歳未満深夜立入禁止の表示」を行っている店舗は92.6%(112店)となった。(前年97.6%(123店))

なお、「フィルタリング等の措置」を行っている店舗は40.5%(49店)にとどまっている。(前年42.1%(53店))

図表2-4-1 条例に基づく措置(18歳未満深夜立入禁止の表示)(地域別)(N=121)

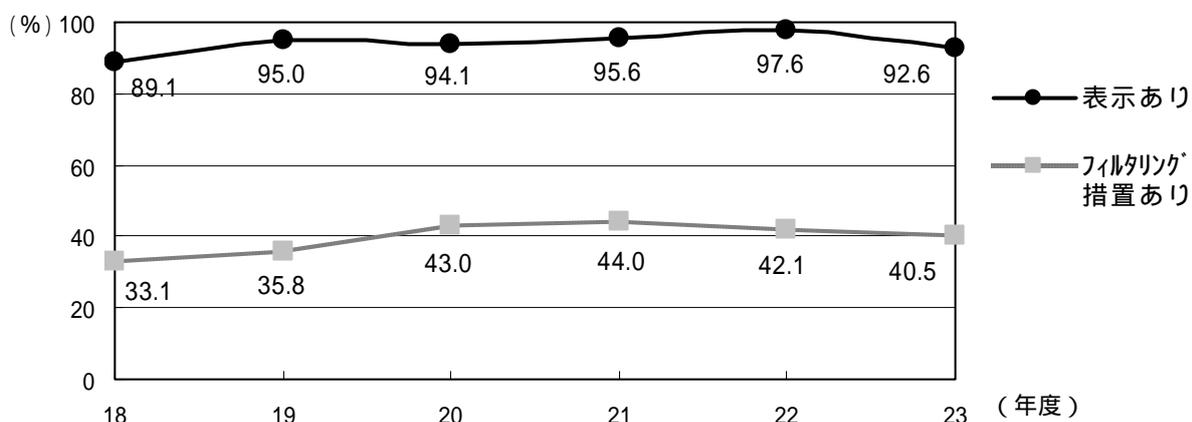


図表2-4-2 条例に基づく措置(フィルタリング等の措置)(地域別)(N=121)



調査を開始した平成 18 年度以降の推移をみると、「18 歳未満深夜立入禁止の表示」を行っている店舗は、平成 19 年度以降 9 割台で推移しているが、「フィルタリング等の措置」を行っている店舗は 4 割程度の実施状況となっている。

図表 2 - 4 - 3 条例に基づく措置を行っている店舗割合の推移
18 歳未満深夜立入禁止の表示がある、フィルタリング措置を行っている -



青少年保護育成条例

インターネットカフェ・まんが喫茶では、保護者同伴であっても深夜に青少年を立ち入らせてはいけません。(30 万円以下の罰金)

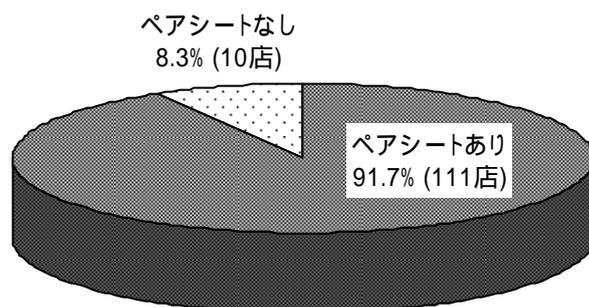
これらの施設では、入り口の見やすいところに、深夜に青少年の立入を禁止する旨の表示をしなければなりません。(10 万円以下の罰金)

インターネットカフェなどの施設では、青少年にインターネットを利用させるにあたり、フィルタリングの利用その他の適切な方法により、有害情報の閲覧を防止するように努めなければなりません。

(5) 客席の状況 (ペアシートの有無、ペアシート内の見通し、ペアシート内の鍵)

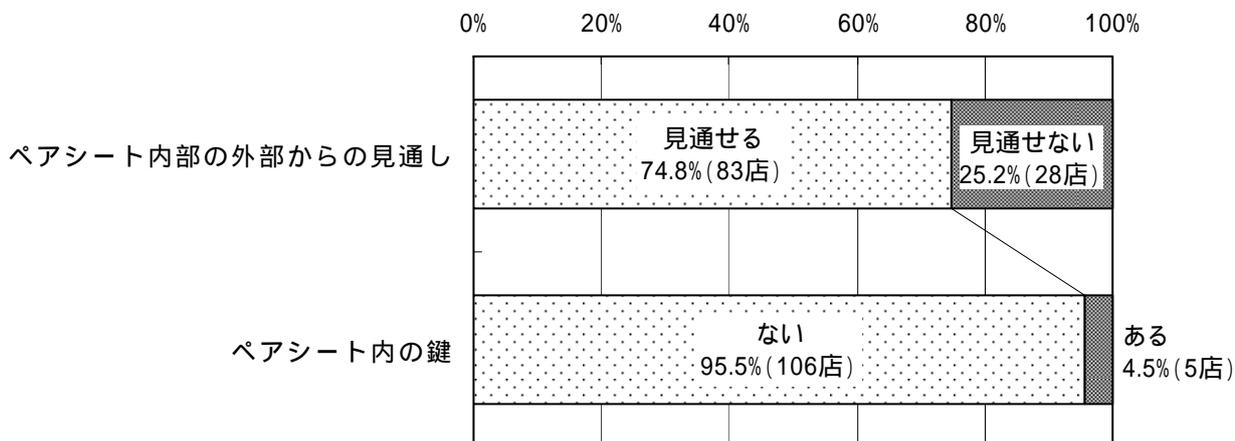
インターネットカフェ・まんが喫茶の客席の状況は、「2 人以上で利用できるブース席 (以下ペアシートという)」のある店舗は 91.7% (111 店) (前年 92.1% (116 店)) となった。

図表 2 - 5 - 1 インターネットカフェ・まんが喫茶の客席の状況 (N=121)



ペアシートがある111店について、「ペアシート内部の外部からの見通し」「ペアシート内の鍵」について調査したところ、「ペアシートの内部が外部から見通せる店舗」は74.8%（83店）（前年75.0%（87店））、「ペアシート内の鍵がない」店舗は95.5%（106店）（前年91.4%（106店））であった。

図表2 - 5 - 2 ペアシートの状況 (n=111)

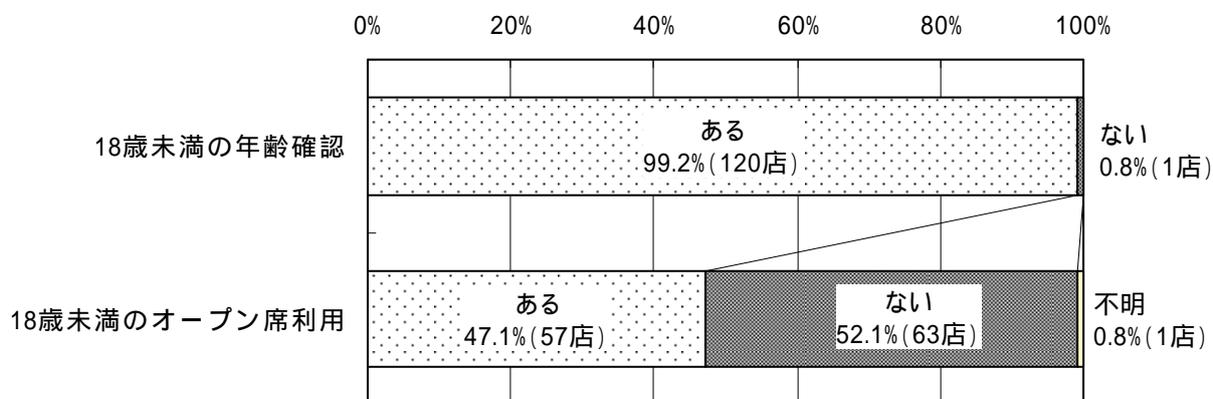


(6) 自主規制の実施状況 (18歳未満の年齢確認、18歳未満のオープン席利用)

インターネットカフェ・まんが喫茶における自主規制等の実施状況について、入店に際し「18歳未満の年齢確認」を行っている店舗は99.2%（120店）となった。（前年94.4%（119店））

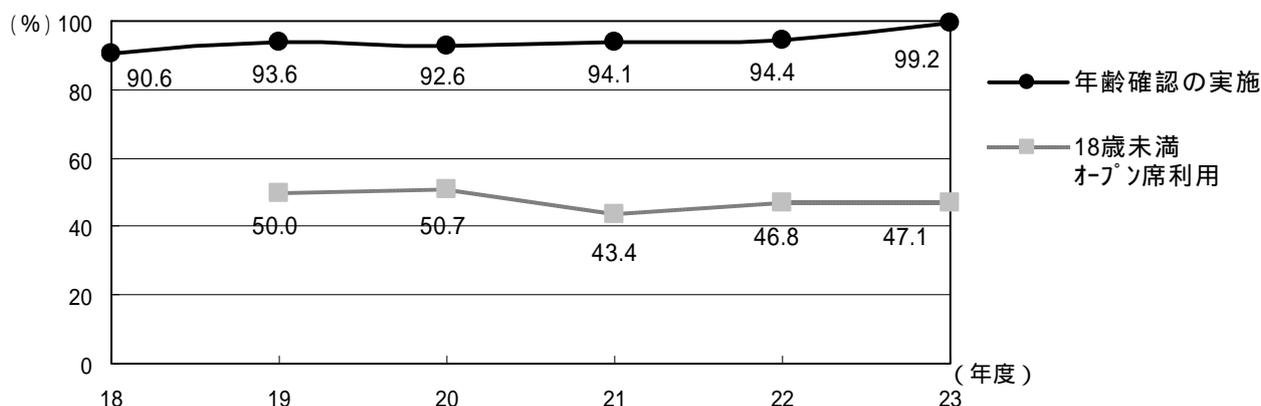
また、「18歳未満のオープン席利用」（オープン席のみの施設を含む）を行っている店舗は、47.1%（57店）となっている。（前年46.8%（59店））

図表2 - 6 - 1 自主規制の実施状況 (18歳未満の年齢確認、18歳未満のオープン席利用) (N=121)



インターネットカフェ・まんが喫茶における自主規制の実施状況について、調査を開始した平成18年度以降の推移をみると、「18歳未満深夜入場禁止の表示」については、平成19年度以降、ほぼ9割台で推移しているが、「フィルタリング等の措置」については依然として4割程度の実施状況となっている。

図表2-6-2 自主規制の実施状況の推移 18歳未満の年齢確認、18歳未満のオープン席利用



18歳未満のオープン席利用についての調査は平成19年度開始

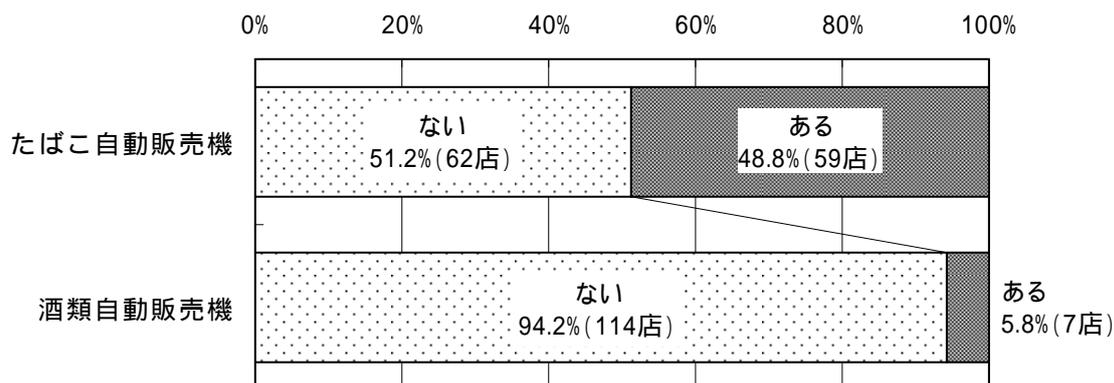
業界の自主規制

業界の自主規制として、日本複合カフェ協会（任意加入）では、年齢確認、利用時間の制限（16歳未満は午後8時以降、18歳未満は午後10時以降認めない）、18歳未満はオープン席利用、未成年者喫煙飲酒防止対策、有害図書類の区分陳列、補導活動への協力、薬物・可燃物・危険物の持ち込み禁止など（日本複合カフェ協会運営ガイドラインより）の取組が行われています。

(7) 未成年者の喫煙飲酒防止の取組

インターネットカフェ・まんが喫茶におけるたばこ・酒類の自動販売機の設置状況は、「たばこ自動販売機がない」店舗が51.2%（62店）（前年46.8%（59店））、「酒類自動販売機のない」店舗が94.2%（114店）（前年95.2%（120店））となった。

図表2-7 インターネットカフェ・まんが喫茶における未成年者喫煙飲酒防止の取組（N=121）



(1) 調査実施店舗数

平成 23 年度の書店の調査実施店舗数は 311 店（前年 338 店）で、県内 33 市町のうち 28 市町に分布している。

図表 3 - 1 書店調査実施店舗数（地域別）

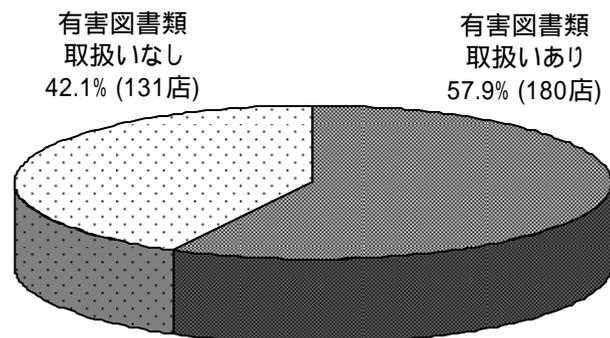
(店)

地域 年度	横浜	川崎	横須賀 三浦	県央 (相模原) 内数	湘南	足柄上	西湘	合計
23年度	58	67	24	55 (23)	85	7	15	311
22年度	81	71	25	47 (13)	92	5	17	338
21年度	115	80	58	47 (21)	99	7	19	425

(2) 有害図書類の取り扱い

調査実施店舗数 311 店のうち、有害図書類の取り扱いがあった店舗は 57.9%（180 店）であった。（前年 58.0%（196 店））

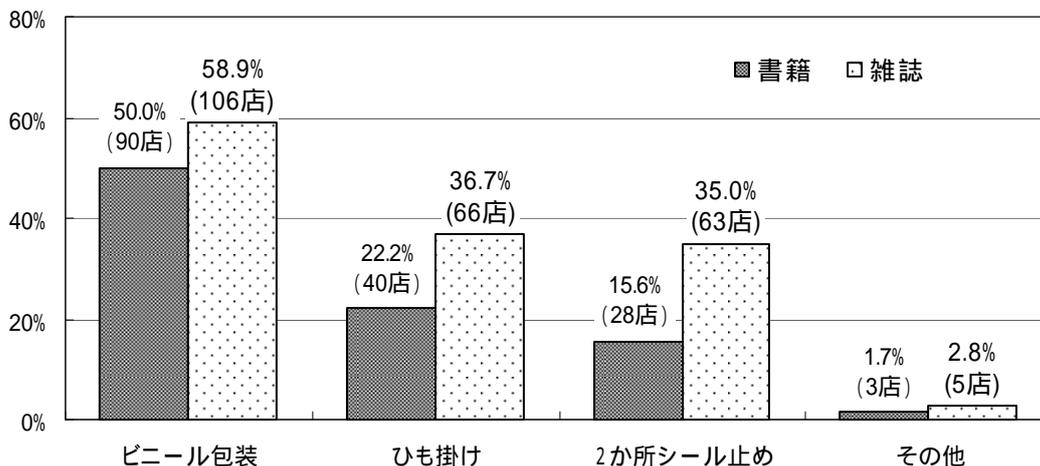
図表 3 - 2 - 1 有害図書類取り扱いの有無（N=311）



また、有害図書類を取り扱っている 180 店において、どのような包装方法で販売されているかを調査したところ、書籍については「ビニール包装」50.0%（90 店）、「ひも掛け」22.2%（40 店）、「2 か所シール止め」15.6%（28 店）、「その他」1.7%（3 店）となった。

雑誌については、「ビニール包装」58.9%（106 店）、「ひも掛け」36.7%（66 店）、「2 か所シール止め」35.0%（63 店）、「その他」2.8%（5 店）であった。

図表 3 - 2 - 2 有害図書類の包装方法（複数回答）（n=180）

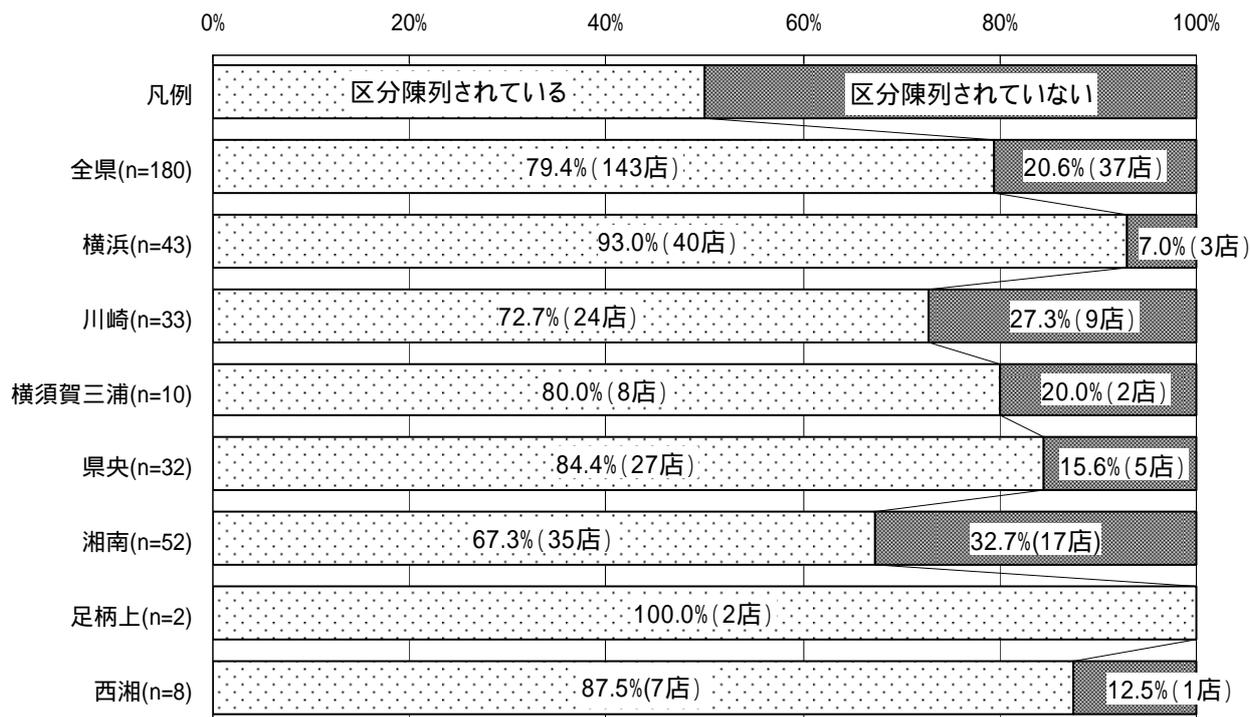


(3) 有害図書類の区分陳列

ア 区分陳列の実施状況

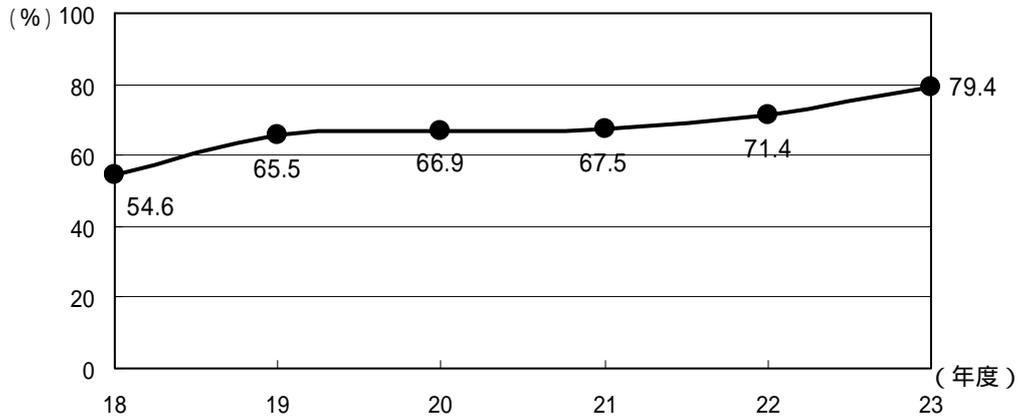
有害図書類の取扱いのある 180 店のうち、「区分陳列されている」店舗は 79.4%（143 店）（前年 71.4%（140 店））、「区分陳列されていない」店舗は 20.6%（37 店）であった。

図表 3 - 3 - 1 有害図書類区分陳列の実施状況（地域別）



有害図書類の区分陳列状況について調査を開始した平成 18 年度以降の推移をみると、「区分陳列されている」店舗の割合は年々増加している。

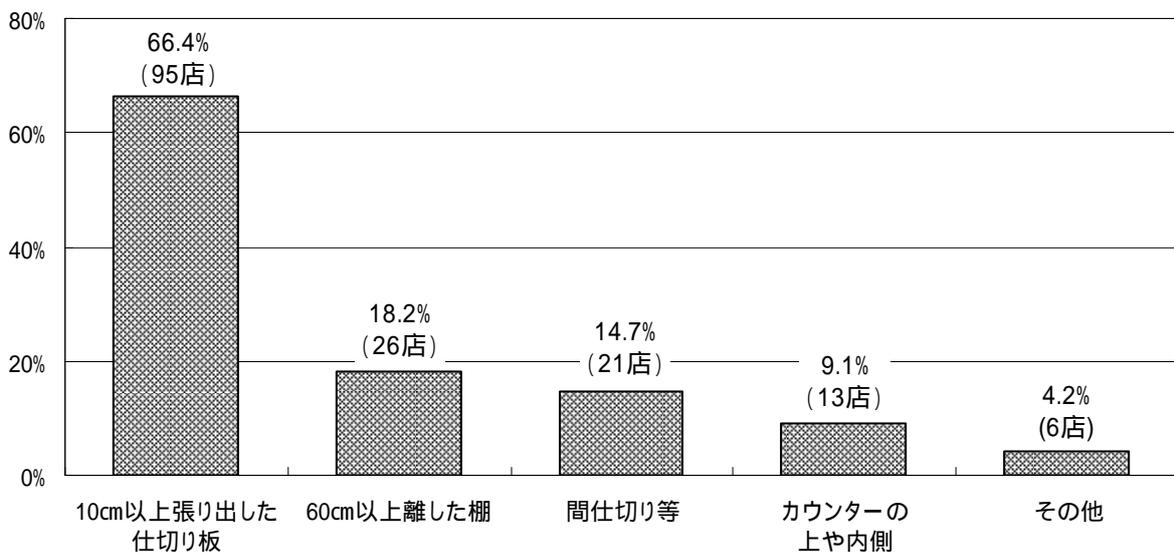
図表 3 - 3 - 2 有害図書類区分陳列実施状況の推移 - 区分陳列されている -



イ 有害図書類の区分陳列方法

有害図書類の区分陳列を実施している 143 店の区分陳列の方法は、「10cm 以上張り出した仕切り板」によるものが 66.4% (95 店)、「60cm 以上離れた棚」によるものが 18.2% (26 店)、「間仕切り」によるものが 14.7% (21 店)、「カウンターの上や内側」によるものが 9.1% (13 店)、「その他」が 4.2% (6 店)であった。

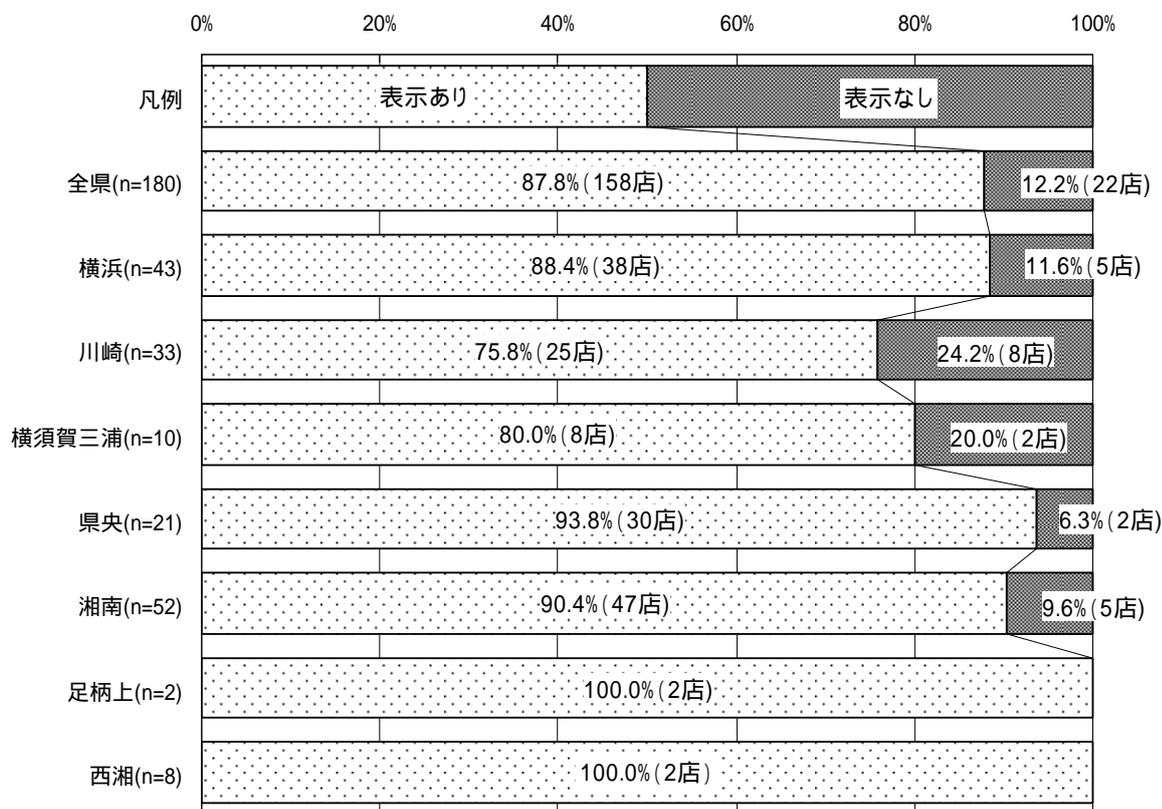
図表 3 - 3 - 3 有害図書類の区分陳列方法 (複数回答) (n=143)



(4) 18 歳未満への販売・閲覧禁止の表示

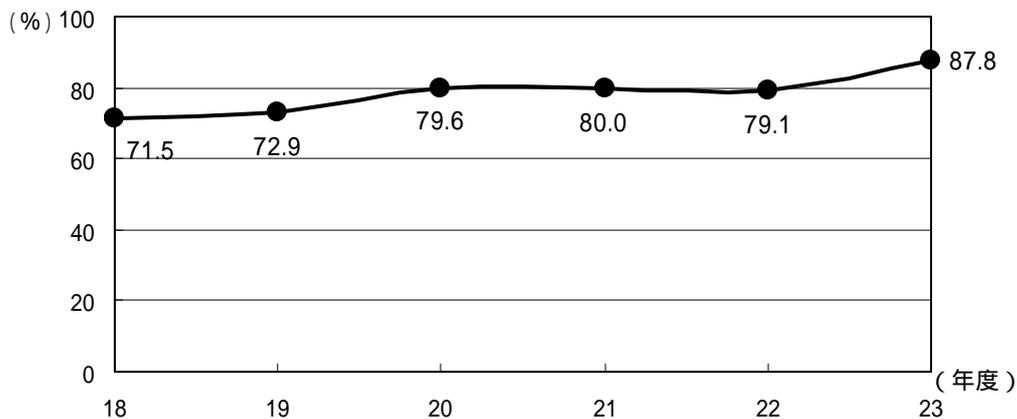
有害図書類の取扱いのある 180 店のうち、「18 歳未満への販売・閲覧禁止の表示」を行っている店舗は 87.8% (158 店) (前年 79.1% (155 店))、行っていない店舗は 12.2% (22 店)であった。(前年 20.4% (40 店))

図表 3 - 4 - 1 18 歳未満への販売・閲覧禁止の表示 (n=180)



有害図書類の区分陳列状況について調査を開始した平成 18 年度以降の推移をみると、「18 歳未満への販売・閲覧禁止の表示がある」店舗の割合は、年々増加している。

図表 3 - 4 - 2 18 歳未満への販売・閲覧禁止の表示の推移 - 表示がある -

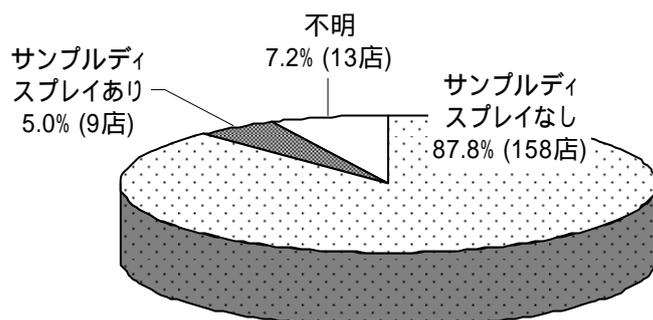


(5) サンプルディスプレイの状況

有害図書類の取り扱いがある 180 店のうち、有害図書類を外から見えるように陳列する「サンプルディスプレイを行っている」店舗は 5.0% (9 店) となった (前年 3.8% (13 店))。

なお、サンプルディスプレイを行っている 9 店舗のディスプレイ方法については、「ビニール包装」8 店舗、「ひも掛け」3 店舗、「2 か所シール止め」2 店舗であった。

図表 3 - 5 サンプルディスプレイの状況 (n=180)



青少年保護育成条例

書店、古書店、コンビニエンスストア、レンタルビデオ店などでは、有害図書類 (成人向け雑誌、アダルトビデオなど) を他の図書類と区分して、店内の監視できる場所に以下の方法で陳列しなければなりません。(改善命令に従わないと 30 万円以下の罰金)

- ・間仕切り等により仕切られた場所で、かつ、内部を容易に見通すことのできない措置が取られた場所に有害図書類をまとめて陳列
- ・シール止めやビニール包装などをした上で、一般の図書の棚と 60 cm 以上離れた棚にまとめて陳列、または、10 cm 以上張り出した仕切り板の中にまとめて陳列 (仕切り板のある成人図書コーナーなど)
- ・従業員が常駐するカウンターの上や内側にまとめて陳列

有害図書類の陳列場所に、18 歳未満への販売や閲覧させることを禁止する表示を見やすい文字により掲示しなければなりません。

書店、古書店、コンビニエンスストアなどでは、有害図書類の表紙が店の外部から見えなように陳列するように努めなければなりません。

表1-1 カラオケボックス(市町村別)

H23神奈川県社会環境実態調査

項目 市町村	調査店舗数	部屋数	営業時間			条例に基づく措置		客席の状況						喫煙・飲酒防止									
			23時まで に閉店	23時以降 閉店	24時間 営業	18歳未満 深夜立入 禁止表示		室内が見通せる 大きさの窓			内鍵			未成年者 喫煙飲酒 禁止表示			たばこ 自動販売機			酒類 自動販売機			
						ある	ない	ある	ない	不明	ある	ない	不明	ある	ない	不明	ある	ない	不明	ある	ない	不明	ある
神奈川県 計	313	6,470	9	268	36	306	7	297	11	5	14	297	2	288	22	3	151	156	6	7	299	7	
割合 (%)	100.0		2.9	85.6	11.5	97.8	2.2	94.9	3.5	1.6	4.5	94.9	0.6	92.0	7.0	1.0	48.2	49.8	1.9	2.2	95.5	2.2	
横浜市	109	2,246	1	87	21	105	4	104	-	5	2	105	2	100	6	3	36	67	6	1	101	7	
川崎市	52	1,114	4	40	8	51	1	52	-	-	1	51	-	49	3	-	29	23	-	3	49	-	
横須賀三浦	横須賀市	6	236	-	5	1	6	-	5	1	-	6	-	6	-	-	3	3	-	-	6	-	
	鎌倉市	6	137	-	5	1	6	-	5	1	-	6	-	6	-	-	3	3	-	-	6	-	
	逗子市	1	14	-	1	-	1	-	-	1	-	1	-	1	-	-	-	1	-	-	1	-	
	三浦市	2	23	-	2	-	2	-	1	1	-	1	1	-	2	-	-	-	2	-	-	2	-
	葉山町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	15	410	-	13	2	15	-	11	4	-	1	14	-	15	-	-	6	9	-	-	15	-
県央	相模原市	30	679	1	29	-	30	-	28	2	-	2	28	-	26	4	-	21	9	-	-	30	-
	厚木市	11	291	-	10	1	10	1	11	-	-	-	11	-	9	2	-	9	2	-	-	11	-
	大和市	15	285	-	14	1	15	-	15	-	-	-	15	-	15	-	-	10	5	-	-	15	-
	海老名市	2	63	-	2	-	2	-	2	-	-	-	2	-	2	-	-	2	-	-	-	2	-
	座間市	3	80	-	3	-	3	-	3	-	-	-	3	-	3	-	-	1	2	-	-	3	-
	綾瀬市	2	51	-	2	-	2	-	2	-	-	-	2	-	1	1	-	1	1	-	-	2	-
	愛川町	1	23	-	1	-	1	-	1	-	-	-	1	-	1	-	-	1	-	-	-	1	-
	清川村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	64	1,472	1	61	2	63	1	62	2	-	2	62	-	57	7	-	45	19	-	-	64	-	
湘南	平塚市	9	172	-	9	-	9	-	9	-	-	-	9	-	8	1	-	4	5	-	-	9	-
	藤沢市	22	360	1	21	-	22	-	20	2	-	2	20	-	22	-	-	12	10	-	2	20	-
	茅ヶ崎	7	128	-	6	1	7	-	7	-	-	2	5	-	7	-	-	4	3	-	-	7	-
	秦野市	11	177	1	9	1	10	1	11	-	-	-	11	-	10	1	-	4	7	-	-	11	-
	伊勢原市	6	101	1	5	-	6	-	3	3	-	-	6	-	3	3	-	3	3	-	-	6	-
	寒川町	3	26	-	3	-	3	-	3	-	-	1	2	-	2	1	-	-	3	-	-	3	-
	大磯町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	二宮町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	58	964	3	53	2	57	1	53	5	-	5	53	-	52	6	-	27	31	-	2	56	-	
足柄上	南足柄市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	中井町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	大井町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	松田町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	山北町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	開成町	1	6	-	1	-	1	-	1	-	-	-	1	-	1	-	-	1	-	-	-	1	-
小計	1	6	-	1	-	1	-	1	-	-	-	1	-	1	-	-	1	-	-	-	1	-	
西湘	小田原市	12	249	-	11	1	12	-	12	-	-	1	11	-	12	-	-	6	6	-	1	11	-
	箱根町	1	4	-	1	-	1	-	1	-	-	1	-	1	-	-	1	-	-	-	-	1	-
	真鶴町	1	5	-	1	-	1	-	1	-	-	1	-	1	-	-	-	1	-	-	-	1	-
	湯河原町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	14	258	-	13	1	14	-	14	-	-	3	11	-	14	-	-	7	7	-	1	13	-	

営業時間は平日の主な営業時間をいう

表1-2 カラオケボックス(政令市別)

H23神奈川県社会環境実態調査

項目 区	調査店舗数	部屋数	営業時間			条例に基づく措置		客席の状況						喫煙・飲酒防止									
			23時まで に閉店	23時以降 閉店	24時間 営業	18歳未満 深夜立入 禁止表示		室内が見通せ る大きさの窓			内鍵			未成年者 喫煙飲酒 禁止表示			たばこ 自動販売機			酒類 自動販売機			
						ある	ない	ある	ない	不明	ある	ない	不明	ある	ない	不明	ある	ない	不明	ある	ない	不明	ある
政令市 計	191	4,039	6	156	29	186	5	184	2	5	5	184	2	175	13	3	86	99	6	4	180	7	
割合 (%)	100.0		3.1	81.7	15.2	97.4	2.6	96.3	1.0	2.6	2.6	96.3	1.0	91.6	6.8	1.6	45.0	51.8	3.1	2.1	94.2	3.7	
横浜市	鶴見区	8	117	1	7	-	7	1	8	-	-	-	8	-	7	1	-	2	6	-	-	8	-
	神奈川区	9	116	-	7	2	9	-	9	-	-	-	9	-	8	1	-	1	8	-	-	9	-
	西区	11	362	-	11	-	11	-	11	-	-	-	11	-	11	-	-	-	11	-	-	11	-
	中区	11	291	-	7	4	10	1	7	-	4	2	7	2	8	1	2	2	4	5	-	6	5
	南区	2	36	-	2	-	2	-	2	-	-	-	2	-	2	-	-	2	-	-	-	2	-
	港南区	7	176	-	5	2	7	-	7	-	-	-	7	-	7	-	-	2	5	-	-	7	-
	保土ヶ谷区	5	63	-	5	-	5	-	5	-	-	-	5	-	5	-	-	-	5	-	-	5	-
	旭区	8	117	-	6	2	7	1	7	-	1	-	8	-	7	1	-	3	5	-	-	7	1
	磯子区	1	18	-	1	-	1	-	1	-	-	-	1	-	1	-	-	-	1	-	-	1	-
	金沢区	7	105	-	4	3	6	1	7	-	-	-	7	-	7	-	-	4	3	-	-	7	-
	港北区	16	317	-	13	3	16	-	16	-	-	-	16	-	15	-	1	9	6	1	1	14	1
	緑区	4	49	-	2	2	4	-	4	-	-	-	4	-	4	-	-	2	2	-	-	4	-
	青葉区	6	152	-	5	1	6	-	6	-	-	-	6	-	4	2	-	4	2	-	-	6	-
	都筑区	4	105	-	3	1	4	-	4	-	-	-	4	-	4	-	-	3	1	-	-	4	-
	戸塚区	6	165	-	5	1	6	-	6	-	-	-	6	-	6	-	-	1	5	-	-	6	-
	栄区	1	5	-	1	-	1	-	1	-	-	-	1	-	1	-	-	-	1	-	-	1	-
	泉区	1	6	-	1	-	1	-	1	-	-	-	1	-	1	-	-	-	1	-	-	1	-
瀬谷区	2	46	-	2	-	2	-	2	-	-	-	2	-	2	-	-	1	1	-	-	2	-	
小計	109	2,246	1	87	21	105	4	104	-	5	2	105	2	100	6	3	36	67	6	1	101	7	
川崎市	川崎区	17	517	-	15	2	17	-	17	-	-	-	17	-	15	2	-	11	6	-	2	15	-
	幸区	4	49	-	4	-	4	-	4	-	-	-	4	-	4	-	-	2	2	-	1	3	-
	中原区	9	141	-	8	1	8	1	9	-	-	-	9	-	8	1	-	5	4	-	-	9	-
	高津区	6	189	-	6	-	6	-	6	-	-	-	6	-	6	-	-	6	-	-	-	6	-
	宮前区	5	57	-	5	-	5	-	5	-	-	1	4	-	5	-	-	3	2	-	-	5	-
	多摩区	9	130	4	-	5	9	-	9	-	-	-	9	-	9	-	-	2	7	-	-	9	-
	麻生区	2	31	-	2	-	2	-	2	-	-	-	2	-	2	-	-	-	2	-	-	2	-
	小計	52	1,114	4	40	8	51	1	52	-	-	1	51	-	49	3	-	29	23	-	3	49	-
相模原市	緑区	8	182	1	7	-	8	-	7	1	-	-	8	-	8	-	-	4	4	-	-	8	-
	中央区	12	278	-	12	-	12	-	11	1	-	1	11	-	11	1	-	9	3	-	-	12	-
	南区	10	219	-	10	-	10	-	10	-	-	1	9	-	7	3	-	8	2	-	-	10	-
	小計	30	679	1	29	-	30	-	28	2	-	2	28	-	26	4	-	21	9	-	-	30	-

営業時間は平日の主な営業時間をいう

表2-1 インターネットカフェ・まんが喫茶(市町村別)

H23神奈川県社会環境実態調査

市町村	項目	調査店舗数	営業区分			営業時間			条例に基づく措置				
			ネットカフェ・まんが喫茶	ネットカフェのみ	まんが喫茶のみ	23時まで閉店	23時以降閉店	24時間営業	18歳未満深夜立入禁止表示		フィルタリング等の措置		
									ある	ない	ある	ない	不明
神奈川県 計		121	118	3	-	-	4	117	112	9	49	71	1
割合(%)		100.0	97.5	2.5	-	-	3.3	96.7	92.6	7.4	40.5	58.7	0.8
横浜市		41	40	1	-	-	3	38	39	2	10	30	1
川崎市		23	23	-	-	-	-	23	18	5	7	16	-
横須賀三浦	横須賀市	2	2	-	-	-	-	2	2	-	1	1	-
	鎌倉市	4	4	-	-	-	-	4	4	-	1	3	-
	逗子市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	三浦市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	葉山町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	6	6	-	-	-	-	6	6	-	2	4	-
県央	相模原市	14	12	2	-	-	1	13	13	1	11	3	-
	厚木市	6	6	-	-	-	-	6	5	1	3	3	-
	大和市	6	6	-	-	-	-	6	6	-	2	4	-
	海老名市	1	1	-	-	-	-	1	1	-	1	-	-
	座間市	1	1	-	-	-	-	1	1	-	-	1	-
	綾瀬市	1	1	-	-	-	-	1	1	-	1	-	-
	愛川町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	清川村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	29	27	2	-	-	1	28	27	2	18	11	-	
湘南	平塚市	2	2	-	-	-	-	2	2	-	1	1	-
	藤沢市	12	12	-	-	-	-	12	12	-	8	4	-
	茅ヶ崎市	3	3	-	-	-	-	3	3	-	1	2	-
	秦野市	2	2	-	-	-	-	2	2	-	1	1	-
	伊勢原市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	寒川町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	大磯町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	二宮町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	19	19	-	-	-	-	19	19	-	11	8	-	
足柄上	南足柄市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	中井町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	大井町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	松田町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	山北町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	開成町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
西湘	小田原市	3	3	-	-	-	-	3	3	-	1	2	-
	箱根町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	真鶴町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	湯河原町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	3	3	-	-	-	-	3	3	-	1	2	-	

※営業時間は平日の主な営業時間をいう

表2 - 1 インターネットカフェ・まんが喫茶(市町村別)(つづき)

H23神奈川県社会環境実態調査

項目 市町村	客席の状況						自主規制の実施状況					喫煙・飲酒				
	2人以上で利用できるブース席						18歳未満の 年齢確認		18歳未満の オープン席利用			たばこ 自動販売機		酒類 自動販売機		
	ペアシートの 有無		ペアシート 内部の見通し		ペアシート内 の鍵		ある	ない	ある	ない	不明	ある	ない	ある	ない	
	ある	ない	可	不可	ある	ない										
神奈川県 計	111	10	83	28	5	106	120	1	57	63	1	59	62	7	114	
割合(%)	91.7 (100.0)	8.3	(74.8)	(25.2)	(4.5)	(95.5)	99.2	0.8	47.1	52.1	0.8	48.8	51.2	5.8	94.2	
横浜市	37	4	31	6	-	37	41	-	12	28	1	9	32	4	37	
川崎市	20	3	10	10	2	18	22	1	6	17	-	16	7	1	22	
横須賀三浦	横須賀市	2	-	1	1	1	1	2	-	-	2	-	2	-	1	1
	鎌倉市	4	-	3	1	-	4	4	-	3	1	-	3	1	-	4
	逗子市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	三浦市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	葉山町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	6	-	4	2	1	5	6	-	3	3	-	5	1	1	5
県央	相模原市	11	3	9	2	-	11	14	-	9	5	-	9	5	-	14
	厚木市	6	-	5	1	-	6	6	-	4	2	-	3	3	-	6
	大和市	6	-	6	-	-	6	6	-	5	1	-	2	4	-	6
	海老名市	1	-	1	-	-	1	1	-	1	-	-	-	1	1	-
	座間市	1	-	1	-	-	1	1	-	1	-	-	-	1	-	1
	綾瀬市	1	-	1	-	-	1	1	-	1	-	-	1	-	-	1
	愛川町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	清川村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	26	3	23	3	-	26	29	-	21	8	-	15	14	1	28	
湘南	平塚市	2	-	2	-	-	2	2	-	2	-	-	1	1	-	2
	藤沢市	12	-	9	3	2	10	12	-	8	4	-	5	7	-	12
	茅ヶ崎市	3	-	1	2	-	3	3	-	1	2	-	3	-	-	3
	秦野市	2	-	-	2	-	2	2	-	1	1	-	2	-	-	2
	伊勢原市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	寒川町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	大磯町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	二宮町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	19	-	12	7	2	17	19	-	12	7	-	11	8	-	19	
足柄上	南足柄市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	中井町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	大井町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	松田町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	山北町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	開成町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西湘	小田原市	3	-	3	-	-	3	3	-	3	-	-	3	-	-	3
	箱根町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	真鶴町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	湯河原町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	3	-	3	-	-	3	3	-	3	-	-	3	-	-	3

表2-2 インターネットカフェ・まんが喫茶(政令市区別)

H23神奈川県社会環境実態調査

区	項目	調査店舗数	営業区分			営業時間			条例に基づく措置				
			ネットカフェ・まんが喫茶	ネットカフェのみ	まんが喫茶のみ	23時までに閉店	23時以降閉店	24時間営業	18歳未満深夜入場禁止表示		フィルタリング等の措置		
									ある	ない	ある	ない	不明
	政令市 計	78	75	3	-	-	5	73	70	8	29	49	-
	割合(%)	100.0	96.2	3.8	-	-	6.4	93.6	89.7	10.3	37.2	62.8	-
横浜市	鶴見区	2	2	-	-	-	1	1	2	-	1	1	-
	神奈川区	2	2	-	-	-	1	1	2	-	1	1	-
	西区	9	9	-	-	-	-	9	9	-	-	9	-
	中区	6	6	-	-	-	-	6	4	2	1	5	-
	南区	1	-	1	-	-	-	1	1	-	1	-	-
	港南区	3	3	-	-	-	2	1	3	-	3	-	-
	保土ヶ谷区	1	1	-	-	-	-	1	1	-	1	-	-
	旭区	1	1	-	-	-	-	1	1	-	1	-	-
	磯子区	1	1	-	-	-	-	1	1	-	1	-	-
	金沢区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	港北区	5	5	-	-	-	-	5	5	-	-	5	-
	緑区	1	1	-	-	-	-	1	1	-	-	1	-
	青葉区	4	4	-	-	-	-	4	4	-	-	4	-
	都筑区	2	2	-	-	-	-	2	2	-	1	1	-
	戸塚区	3	3	-	-	-	-	3	3	-	-	3	-
栄区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
泉区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
瀬谷区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
小計	41	40	1	-	-	4	37	39	2	11	30	-	
川崎市	川崎区	12	12	-	-	-	-	12	8	4	4	8	-
	幸区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	中原区	4	4	-	-	-	-	4	3	1	1	3	
	高津区	5	5	-	-	-	-	5	5	-	1	4	
	宮前区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	多摩区	1	1	-	-	-	-	1	1	-	-	1	
	麻生区	1	1	-	-	-	-	1	1	-	1	-	
小計	23	23	-	-	-	-	23	18	5	7	16	-	
相模原市	緑区	4	4	-	-	-	1	3	4	-	4	-	
	中央区	6	4	2	-	-	-	6	5	1	4	2	
	南区	4	4	-	-	-	-	4	4	-	3	1	
	小計	14	12	2	-	-	1	13	13	1	11	3	

営業時間は平日の主な営業時間をいう

表2 - 2 インターネットカフェ・まんが喫茶(政令市区別)(つづき)

H23神奈川県社会環境実態調査

区	項目	客席の状況						自主規制の実施状況					喫煙・飲酒			
		2人以上で利用できるブース席						18歳未満の 年齢確認		18歳未満の オープン席利用			たばこ 自動販売機		酒類 自動販売機	
		ペアシートの 有無		ペアシート 内部の見通し		ペアシート内 の鍵										
		ある	ない	可	不可	ある	ない	ある	ない	ある	ない	不明	ある	ない	ある	ない
	政令市 計	67	11	48	19	2	65	77	1	29	48	1	34	44	6	72
	割合 (%)	85.9 (100.0)	14.1	(71.6)	(28.4)	(3.0)	(97.0)	98.7	1.3	37.2	61.5	1.3	43.6	56.4	7.7	92.3
横浜市	鶴見区	1	1	-	1	-	1	2	-	2	-	-	-	2	1	1
	神奈川区	1	1	-	1	-	1	2	-	2	-	-	-	2	1	1
	西区	9	-	9	-	-	9	9	-	2	7	-	1	8	-	9
	中区	5	1	4	1	-	5	6	-	1	5	-	1	5	-	6
	南区	1	-	1	-	-	1	1	-	1	-	-	1	-	1	-
	港南区	3	-	3	-	-	3	3	-	-	3	-	1	2	-	3
	保土ヶ谷区	1	-	1	-	-	1	1	-	1	-	-	-	1	-	1
	旭区	1	-	1	-	-	1	1	-	-	1	-	-	1	-	1
	磯子区	1	-	-	1	-	1	1	-	1	-	-	1	-	1	-
	金沢区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	港北区	5	-	4	1	-	5	5	-	1	4	-	-	5	-	5
	緑区	1	-	1	-	-	1	1	-	1	-	-	-	1	-	1
	青葉区	2	2	2	-	-	2	4	-	2	2	-	1	3	1	3
	都筑区	2	-	2	-	-	2	2	-	-	1	1	1	1	-	2
	戸塚区	3	-	1	2	-	3	3	-	-	3	-	2	1	-	3
	栄区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
泉区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
瀬谷区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	小計	36	5	29	7	-	36	41	-	14	26	1	9	32	5	36
川崎市	川崎区	9	3	3	6	2	7	11	1	1	11	-	10	2	1	11
	幸区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	中原区	4	-	4	-	-	4	4	-	2	2	-	2	2	-	4
	高津区	5	-	1	4	-	5	5	-	1	4	-	2	3	-	5
	宮前区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	多摩区	1	-	1	-	-	1	1	-	1	-	-	1	-	-	1
	麻生区	1	-	1	-	-	1	1	-	1	-	-	1	-	-	1
		小計	20	3	10	10	2	18	22	1	6	17	-	16	7	1
相模原市	緑区	4	-	3	1	-	4	4	-	3	1	-	3	1	-	4
	中央区	4	2	4	-	-	4	6	-	4	2	-	3	3	-	6
	南区	3	1	2	1	-	3	4	-	2	2	-	3	1	-	4
		小計	11	3	9	2	-	11	14	-	9	5	-	9	5	-

表3 - 1 書店(市町村別)

H23神奈川県社会環境実態調査

項目 市町村	調査店舗数	有害図書取扱い ない	有害図書取扱い ある	有害図書類の包装方法(複数可)							
				書籍				雑誌			
				2か所シール止め	ビニール包装	ひも掛け	その他	2か所シール止め	ビニール包装	ひも掛け	その他
神奈川県 計	311	131	180	28	90	40	3	63	106	66	5
割合 (%)	100.0	42.1	57.9 (100.0)	(15.6)	(50.0)	(22.2)	(1.7)	(35.0)	(58.9)	(36.7)	(2.8)
横浜市	58	15	43	7	17	7	-	15	23	12	-
川崎市	67	34	33	6	22	10	2	10	20	12	2
横須賀三浦	横須賀市	2	-	2	-	-	-	-	2	-	-
	鎌倉市	13	10	3	2	2	1	-	1	-	1
	逗子市	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-
	三浦市	4	-	4	1	1	1	-	3	2	2
	葉山町	1	-	1	-	-	-	-	-	1	-
	小計	24	14	10	3	3	2	-	4	5	3
県央	相模原市	23	12	11	-	8	1	-	4	7	3
	厚木市	9	4	5	1	3	3	-	1	4	3
	大和市	13	5	8	-	2	1	-	-	3	6
	海老名市	3	2	1	-	-	-	-	-	1	-
	座間市	5	-	5	2	5	3	-	3	4	4
	綾瀬市	1	-	1	1	1	-	-	1	1	-
	愛川町	1	-	1	-	1	-	-	-	1	-
	清川村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	55	23	32	4	20	8	-	9	21	16	
湘南	平塚市	14	3	11	-	7	2	-	3	5	6
	藤沢市	26	12	14	1	5	6	1	2	10	9
	茅ヶ崎市	11	7	4	2	4	2	-	2	4	2
	秦野市	15	4	11	-	2	-	-	8	5	3
	伊勢原市	10	4	6	-	-	1	-	4	3	-
	寒川町	2	-	2	-	2	1	-	1	1	1
	大磯町	3	2	1	-	1	1	-	-	1	1
	二宮町	4	1	3	-	3	-	-	-	3	-
	小計	85	33	52	3	24	13	1	20	32	22
足柄上	南足柄市	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-
	中井町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	大井町	2	1	1	1	-	-	-	1	-	-
	松田町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	山北町	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	開成町	2	1	1	1	-	-	-	1	-	-
小計	7	5	2	2	-	-	-	2	-	-	
西湘	小田原市	14	6	8	3	4	-	-	3	5	1
	箱根町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	真鶴町	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	湯河原町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	15	7	8	3	4	-	-	3	5	1

表3 - 1 書店(市町村別)(つづき)

H23神奈川県社会環境実態調査

項目 市町村	有害図書取扱い あり															
	有害図書類の区分陳列							18歳未満閲覧 購入禁止表示		サンプルディスプレイの状況						
	区分 陳列され ていない	区分 陳列され ている	有害図書類の陳列方法(複数可)					ある	ない	ある	(ディスプレイ方法)(複数可)				ない	不明
			間 仕 切 り	棚 6 0 cm 以 上 離 し た	1 0 cm 以 上 張 り 出 し た 仕 切 り 板	内 カ ウ ン タ ー の 上 や	そ の 他				2 か 所 以 上 シ ール 止 め	ビ ニ ール 包 装	ひ も 掛 け			
神奈川県 計	37	143	21	26	95	13	6	158	22	9	2	8	3	158	13	
割合 (%)	(20.6)	(79.4)	(14.7)	(18.2)	(66.4)	(9.1)	(4.2)	(87.8)	(12.2)	(5.0)				(87.8)	(7.2)	
横浜市	3	40	7	10	20	2	6	38	5	2	-	1	1	37	4	
川崎市	9	24	5	3	15	5	-	25	8	3	-	3	1	22	8	
横須賀三浦	横須賀市	2	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	2	-	
	鎌倉市	-	3	-	-	2	2	-	2	1	1	1	1	2	-	
	逗子市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	三浦市	-	4	-	-	4	-	-	4	-	1	1	-	3	-	
	葉山町	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	1	-	
	小計	2	8	-	-	7	2	-	8	2	2	2	1	8	-	
県央	相模原市	1	10	1	1	8	-	-	11	-	-	-	-	11	-	
	厚木市	2	3	-	1	2	-	-	3	2	-	-	-	5	-	
	大和市	2	6	-	1	6	-	-	8	-	-	-	-	8	-	
	海老名市	-	1	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	
	座間市	-	5	1	-	4	-	-	5	-	-	-	-	5	-	
	綾瀬市	-	1	1	-	1	-	-	1	-	-	-	-	1	-	
	愛川町	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	1	-	
	清川村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	小計	5	27	3	4	22	-	-	30	2	-	-	-	32	-	
湘南	平塚市	2	9	2	4	2	1	-	10	1	-	-	-	11	-	
	藤沢市	5	9	1	2	8	2	-	13	1	1	-	1	13	-	
	茅ヶ崎市	1	3	-	-	3	-	-	4	-	-	-	-	4	-	
	秦野市	6	5	-	1	4	-	-	9	2	-	-	-	11	-	
	伊勢原市	3	3	2	-	1	-	-	5	1	-	-	-	5	1	
	寒川町	-	2	-	-	2	-	-	2	-	1	-	1	1	-	
	大磯町	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	1	-	
	二宮町	-	3	-	-	3	-	-	3	-	-	-	-	3	-	
小計	17	35	5	7	24	3	-	47	5	2	-	2	49	1		
足柄上	南足柄市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	中井町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	大井町	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	1	-	
	松田町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	山北町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	開成町	-	1	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	
	小計	-	2	1	-	1	-	-	2	-	-	-	-	2	-	
西湘	小田原市	1	7	-	2	6	1	-	8	-	-	-	-	8	-	
	箱根町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	真鶴町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	湯河原町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
小計	1	7	-	2	6	1	-	8	-	-	-	-	8	-		

表3 - 2 書店(政令市区別)

H23神奈川県社会環境実態調査

区	項目	調査店舗数	有害図書取扱い ない	有害図書取扱い ある	有害図書類の包装方法(複数可)							
					書籍				雑誌			
					2 か所シール 止め	ビ ニール包 装	ひ も掛 け	そ の 他	2 か所シール 止め	ビ ニール包 装	ひ も掛 け	そ の 他
政令市 計		148	61	87	13	47	18	2	29	50	27	2
割合(%)		100.0	41.2	58.8 (100.0)	(14.9)	(54.0)	(20.7)	(2.3)	(33.3)	(57.5)	(31.0)	(2.3)
横浜市	鶴見区	6	1	5	-	3	1	-	1	3	2	-
	神奈川区	8	2	6	-	1	2	-	3	4	2	-
	西区	1	-	1	1	-	-	-	1	-	-	-
	中区	7	1	6	-	2	-	-	1	4	2	-
	南区	3	-	3	-	1	-	-	1	1	-	-
	港南区	2	1	1	-	-	-	-	1	1	-	-
	保土ヶ谷区	2	1	1	1	-	-	-	1	-	-	-
	旭区	1	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-
	磯子区	4	2	2	1	-	-	-	1	1	-	-
	金沢区	5	-	5	1	2	1	-	1	3	1	-
	港北区	9	4	5	1	5	1	-	1	3	2	-
	緑区	1	-	1	1	-	-	-	1	-	-	-
	青葉区	3	-	3	-	2	1	-	-	1	1	-
	都筑区	1	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-
	戸塚区	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	栄区	2	1	1	1	-	1	-	1	-	1	-
	泉区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
瀬谷区	1	-	1	-	1	-	-	1	1	-	-	
小計		58	15	43	7	17	7	-	15	23	12	-
川崎市	川崎区	12	7	5	1	4	1	-	3	1	3	-
	幸区	8	6	2	-	1	-	-	1	1	-	-
	中原区	16	6	10	-	8	3	1	1	6	4	1
	高津区	10	5	5	4	5	5	-	3	4	4	-
	宮前区	5	4	1	-	-	-	-	-	1	-	-
	多摩区	8	2	6	1	2	1	1	2	3	1	1
	麻生区	8	4	4	-	2	-	-	-	4	-	-
小計		67	34	33	6	22	10	2	10	20	12	2
相模原市	緑区	10	6	4	-	2	-	-	3	2	1	-
	中央区	6	2	4	-	4	1	-	-	3	1	-
	南区	7	4	3	-	2	-	-	1	2	1	-
小計		23	12	11	-	8	1	-	4	7	3	-

表3 - 2 書店(政令市区別)(つづき)

H23神奈川県社会環境実態調査

項目 区	有害図書取扱い あり															
	有害図書類の区分陳列							18歳未満閲覧 購入禁止表示		サンプルディスプレイの状況						
	区分陳列されていない	区分陳列されている	有害図書類の陳列方法(複数可)					ある	ない	ある	(ディスプレイ方法)(複数可)					
			間仕切り	棚60cm以上離れた	10cm以上張り出した	内側カウンターの上や	その他				2か所シール止め	ビニール包装	ひも掛け	ない	不明	
政令市 計	13	74	13	14	43	7	6	74	13	5	-	4	2	70	12	
割合(%)	(14.9)	(85.1)	(17.6)	(18.9)	(58.1)	(9.5)	(8.1)	(85.1)	(14.9)	(5.7)				(80.5)	(13.8)	
横浜市	鶴見区	-	5	1	2	4	1	-	5	-	1	-	-	1	4	-
	神奈川区	-	6	2	1	2	-	1	6	-	-	-	-	-	6	-
	西区	-	1	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	1	-
	中区	1	5	-	3	2	-	-	4	2	-	-	-	-	4	2
	南区	2	1	-	-	1	-	-	2	1	-	-	-	-	3	-
	港南区	-	1	-	-	1	-	1	1	-	-	-	-	-	1	-
	保土ヶ谷区	-	1	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-
	旭区	-	1	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	1
	磯子区	-	2	-	1	-	-	1	2	-	1	-	1	-	1	-
	金沢区	-	5	1	1	3	-	-	5	-	-	-	-	-	5	-
	港北区	-	5	2	-	4	-	-	5	-	-	-	-	-	4	1
	緑区	-	1	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-
	青葉区	-	3	1	-	-	-	2	2	1	-	-	-	-	3	-
	都筑区	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-
	戸塚区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	栄区	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-
	泉区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
瀬谷区	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	
小計	3	40	7	10	20	2	6	38	5	2	-	1	1	37	4	
川崎市	川崎区	1	4	-	1	3	1	-	4	1	1	-	1	1	4	-
	幸区	1	1	-	-	1	-	-	1	1	-	-	-	-	2	-
	中原区	3	7	1	-	4	2	-	8	2	-	-	-	-	6	4
	高津区	-	5	1	1	2	2	-	5	-	-	-	-	-	1	4
	宮前区	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-
	多摩区	3	3	1	-	2	-	-	3	3	-	-	-	-	6	-
	麻生区	1	3	2	1	2	-	-	3	1	2	-	2	-	2	-
	小計	9	24	5	3	15	5	-	25	8	3	-	3	1	22	8
相模原市	緑区	-	4	1	1	2	-	-	4	-	-	-	-	-	4	-
	中央区	-	4	-	-	4	-	-	4	-	-	-	-	-	4	-
	南区	1	2	-	-	2	-	-	3	-	-	-	-	-	3	-
	小計	1	10	1	1	8	-	-	11	-	-	-	-	-	11	-

平成 23 年度社会環境実態調査 実施要領

1 調査の目的

青少年の健全育成に大きな影響を与えている各種営業の実態や青少年保護育成条例の遵守状況等を把握し、店舗や関係業界への指導、条例による規制、県民への周知啓発等を検討する基礎資料とするため、市町村や地域の青少年育成者の協力のもと、店舗調査を実施する。

2 調査対象・調査項目

対象店舗	調査項目	主な目的
カラオケボックス 〔調査票 様式 1〕	ア 店名・所在地 イ 部屋数 ウ 深夜営業の状況 エ 18 歳未満入場制限の表示 オ 自主規制等の状況 ・ 窓の大きさ ・ 内鍵の有無 ・ 未成年者の喫煙飲酒防止	施設の概要、青少年の深夜立入り制限の状況、業界の自主規制による規制状況等を把握する
インターネットカフェ ・まんが喫茶 〔調査票 様式 2〕	ア 店名・所在地 イ 営業区分 ウ 客席の状況（ペアシート） エ 深夜営業の状況 オ 18 歳未満入場制限の表示 カ フィルタリングの措置 キ 自主規制等の状況 ・ 18 歳未満者の年齢確認 ・ 18 歳未満者のオープン席 ・ 未成年者の喫煙飲酒防止	施設の概要、青少年の深夜立入り制限の状況、業界の自主規制による規制状況等を把握する
書店 〔調査票 様式 3〕	ア 店名・所在地 イ 有害図書類販売の有無・包装方法 ウ 有害図書類の区分陳列方法 エ 18 歳未満者への販売閲覧禁止の表示 オ サンプルディスプレイの状況	有害図書類の区分陳列状況等を把握する

3 調査時期

平成 23 年 7 月～ 9 月

内閣府が主唱する「青少年の非行・被害防止全国強調月間」と連携するため、7 月を調査期間に含む。

平成 22 度までは「社会環境実態調査」及び「有害図書類区分陳列等調査」を実施してきたが、今年度から両調査を統合し「社会環境実態調査」として行う。

4 調査方法

別紙調査票（様式1～3）により、地域の調査対象店舗を訪問して調査を行う。

対象店舗については、県から提示される対象店舗を基本とするが、市町村の状況に応じて選択することも可能。

5 調査結果の活用

- ・ 調査結果は県がとりまとめ、各市町村に提供。
- ・ 調査の結果、条例違反のおそれのある店舗等について、行政職員による立入調査を実施して必要な指導等を行う。

6 調査票の提出

市町村は管内の調査結果をとりまとめ、次のとおり提出する。

市町村	提出先	提出期限
横浜市、川崎市	県青少年課	11月21日（月）
横須賀三浦地域市町	県横須賀三浦地域県政総合センター	11月4日（金）
県央地域市町村	県県央地域県政総合センター	
湘南地域市町	県湘南地域県政総合センター	
足柄上地域市町	県足柄上地域県政総合センター	
西湘地域市町	県西湘地域県政総合センター	

7 その他

安全対策

県の依頼する活動等の際に事故が起こった場合の補償について明確な定めがなかったことから、今年度より、社会環境実態調査については、参加する青少年指導者が補償を受けられるよう、県が傷害保険に加入する。

保険への加入については、市町村の希望や状況に応じて調整する。

市町村における独自調査について

各市町村が、地域の状況等を考慮して必要とする場合は、県の依頼する調査対象に加えて対象店舗を追加することができる。

有害図書類区分陳列の権限移譲について

次の市町については、有害図書類の区分陳列について県から権限を移譲されている。

横浜市、川崎市、藤沢市、茅ヶ崎市、南足柄市、葉山町、開成町、湯河原町

平成23年度社会環境実態調査 調査票【カラオケボックス】

市区町村名	番号	店名	所在地	部屋数	深夜営業の状況			条例に基づく措置		自主規制等店舗の状況								備考		
					午後11時までに閉店 (深夜営業なし)	午後11時以降閉店 (深夜営業あり)	24時間営業 (深夜営業あり)	18歳未満者の深夜 入場制限の表示		室内が見通せる 大きさの窓		内鍵		未成年者の喫煙・ 飲酒禁止の表示		たばこ自動販売機			酒類自動販売機	
								有	無	有	無	有	無	有	無	有	無		有	無
市	1	カラオケボックス	町1-2-2	1	2		3		4		5		6							
市	2	カラオケ	町1-3-1	8																
市		××エコー	××町2-1-1														調査時間営業終了しており、再度調査できなかったため、調査不可。			
市		カラオケ	町1-3-2														閉店			
市	3	カラオケボックス	町3-1-1	70													新規			
市区町村 計																				

店名・所在地 所在地は、新規・変更があった場合のみ記入してください。(地番まで)

部屋数

カラオケをする部屋がいくつあるか、部屋数(数値)を記入。

深夜営業の状況

「平日」の主な営業時間の状況について を記入(は1つ)

- ・午後11時までに閉店(深夜営業なし) (例)閉店時間が午後10時等の場合は、「午後11時までに閉店(深夜営業なし)」に
- ・午後11時以降に閉店(深夜営業あり) (例)閉店時間が午前0時等の場合は、「午後11時以降閉店(深夜営業あり)」に
- ・24時間営業(深夜営業あり) (例)終日営業している場合は、「24時間営業(深夜営業あり)」に

条例に基づく措置「18歳未満者の深夜入場制限の表示」

18歳未満の深夜入場を制限する表示があるか確認し、「有」または「無」に を記入(は1つ)

室内が見通せる大きさの窓/内鍵

各ボックスの窓の大きさ、内鍵について、それぞれ「有」または「無」のどちらかに を記入(はそれぞれ1つ)

未成年者の喫煙・飲酒禁止の表示

- ・「喫煙」「飲酒」のどちらか一方の禁止表示があれば「有」に
- ・「喫煙」「飲酒」の両方とも禁止表示がなければ「無」に

たばこ・酒類の自動販売機

たばこ、酒類の自動販売機の設置状況について、それぞれ「有」「無」のどちらかに を記入(はそれぞれ1つ)
(店内のほか、店の出入口付近にあるものも含む)

集計に際しての注意点

- ・調査を実施できない店舗:備考欄に調査を実施できない理由を記入の上、調査項目欄に斜線を引いてください。
- ・廃業(閉店)店舗:備考欄に「閉店」の旨記入の上、調査項目欄に斜線を引いてください。
- ・新規(開店)店舗:行を追加(挿入)し、備考欄に「新規」の旨記入の上、調査項目すべてを入力してください。
継続店舗:調査項目すべてについて変更等がないか確認の上、変更箇所について加除修正を行ってください。

店名・所在地 所在地は、新規・変更があった場合のみ記入してください。(地番まで)

営業区分 店舗の営業内容について を記入(は1つ)

インターネットカフェ及びまんが喫茶、 インターネットカフェのみ、 まんが喫茶のみ

「まんが喫茶」という店舗名称であっても、客がインターネットを使用できる状態にある店舗は「インターネットカフェ・まんが喫茶」に該当客席の状況

【2人以上で利用できるブース席(ペアシート等)

2人以上で利用できるブース席(ペアシートなど)の有無について確認し、「有」または「無」に を記入(は1つ)

2人以上で利用できるブース席とは、周囲に仕切りがあり、独立した区画となる席で、2人以上の客が利用できる席 (例)ペアシート席、カップルシート席

【外部からのペアシート等内部の客の視認

外部から、2人以上で利用できるブース席(ペアシートなど)のドアや仕切りが閉まっている状態で、中にいる客が見えるか確認し、「可」または「不可」に を記入(は1つ)

内部の客の身体が一部でも見える場合は「可」に、客の身体が全く見えない場合は「不可」に

ペアシート席が「無」の店舗は対象外ですので、欄に斜線を引いてください。

【ペアシート等の内鍵】

2人以上で利用できるブース席(ペアシートなど)の内側からの鍵について「有」または「無」に を記入(は1つ)

ペアシート席が「無」の店舗は対象外ですので、欄に斜線を引いてください。

深夜営業の状況

「平日」の主な営業時間の状況について を記入(は1つ)

・午後11時までに閉店(深夜営業なし) (例)閉店時間が午後10時等の場合は、「午後11時までに閉店(深夜営業なし)」に

・午後11時以降に閉店(深夜営業あり) (例)閉店時間が午前0時等の場合は、「午後11時以降閉店(深夜営業あり)」に

・24時間営業(深夜営業あり) (例)終日営業している場合は、「24時間営業(深夜営業あり)」に

18歳未満者の深夜入場制限の表示

18歳未満の深夜入場を制限する表示があるか確認し、「有」または「無」に を記入(は1つ)

フィルタリング等の措置

18歳未満がインターネット機器を利用する際、フィルタリング等の措置がなされているか、「有」または「無」に を記入(は1つ)

「まんが喫茶のみ」の店舗は対象外ですので、欄に斜線を引いてください。

18歳未満者の年齢確認

18歳未満と思われる方にたいして年齢確認を行っているか、「有」または「無」に を記入(は1つ)(年齢確認=会員証の発行、身分証の提示など)

18歳未満者のオープン席利用

18歳未満に対してオープン席を利用させているか、「有」または「無」に を記入(は1つ)(オープン席=仕切りがなく、周囲から見える席)

たばこ・酒類の自動販売機

たばこ、酒類の自動販売機の設置状況について、それぞれ「有」「無」のどちらかに を記入(はそれぞれ1つ) (店内のほか、店の出入口付近にあるものも含む)

集計に際しての注意点

- ・調査を実施できない店舗:備考欄に調査を実施できない理由を記入の上、調査項目欄に斜線を引いてください。
- ・廃業(閉店)店舗:備考欄に「閉店」の旨記入の上、調査項目欄に斜線を引いてください。
- ・新規(開店)店舗:行を追加(挿入)し、備考欄に「新規」の旨記入の上、調査項目すべてを入力してください。
- ・継続店舗:調査項目すべてについて変更等がないか確認の上、変更箇所について加除修正を行ってください。

平成23年度社会環境実態調査 調査票【書店】

1	調査年月日	平成23年7月9日	市町村名	市
	店舗番号	(28) - ()	営業区分	1 書店 2 その他()
2	店舗名			
	店舗所在地	(新規・変更のみ記入)	市・町・村	

有害図書類販売物の有無及び包装方法（複数チェック可）

「2か所シール止め」「ひも掛け」等により、容易に閲覧できない状態の図書類を有害図書類とみなします

1 有

(1) 書籍（本）

- ア 2か所シール止め
- イ ビニール（ポリ袋）包装
- ウ ひも掛け

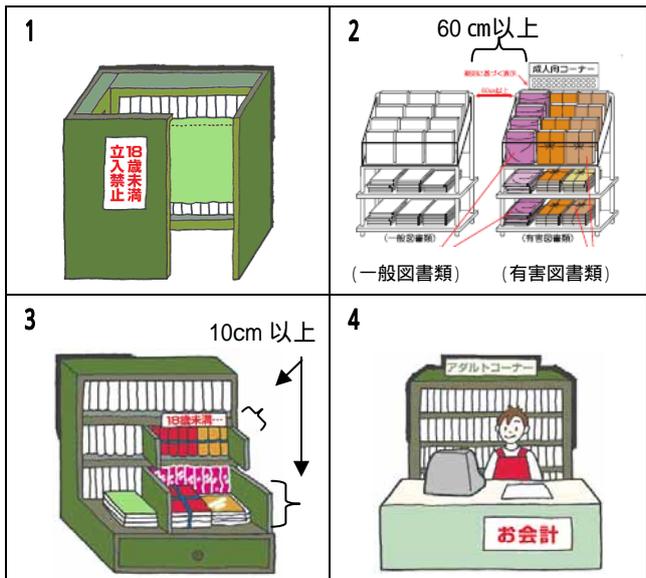
(2) 雑誌

- ア 2か所シール止め
- イ ビニール（ポリ袋）包装
- ウ ひも掛け

2 無

有害図書類の区分陳列方法（複数チェック可）

- 4
- 1 間仕切り等により仕切られた場所で、かつ、内部を容易に見通すことのできない措置が取られた場所に有害図書類をまとめて陳列
 - 2 他の図書の棚と60cm以上離れた棚にまとめて陳列
 - 3 10cm以上張り出した仕切板の中にまとめて陳列（成人図書コーナー仕切板など）
 - 4 従業員が常駐するカウンターの上や内側にまとめて陳列
 - 5 区分陳列がされていない



18歳未満への販売や閲覧禁止の表示

1 有 2 無

5

有害図書類サンプルディスプレイの状況

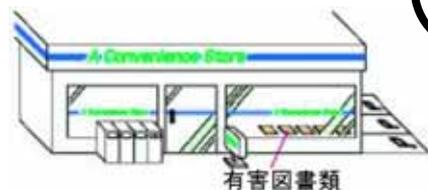
店の外から表紙が見えるように陳列されている状況

1 有

2 無

- ア 2か所シール止め
- イ ビニール（ポリ袋）包装
- ウ ひも掛け

(サンプルディスプレイの例)



6

備考 (調査協力への店舗の対応 無(調査協力拒否等))

7